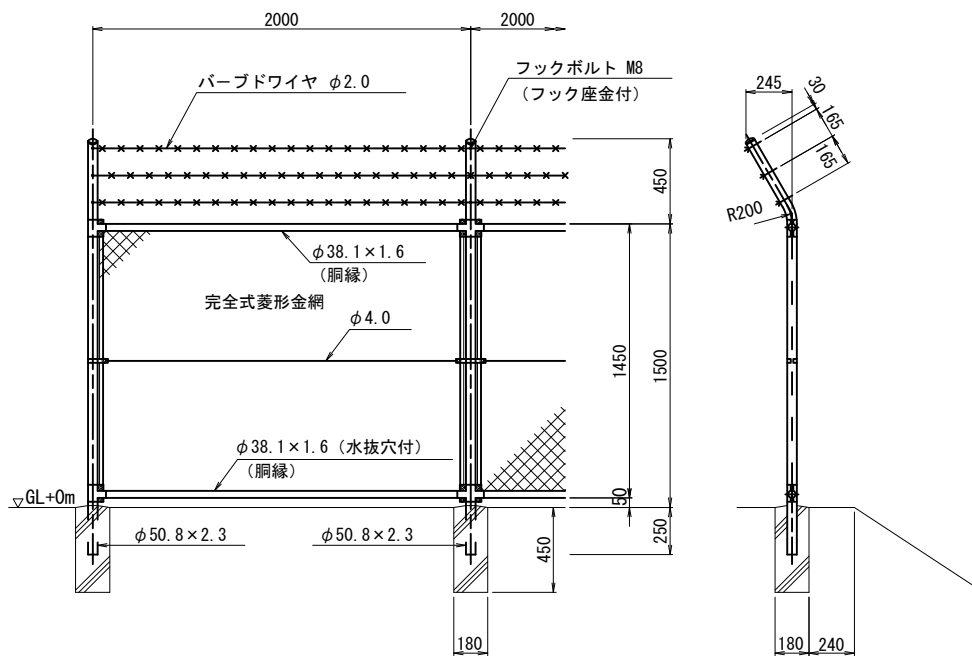


場内整備工詳細図

フェンス (曲忍付)

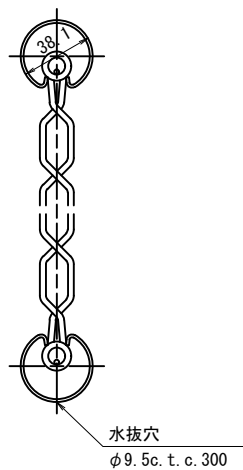
正面図

S=1:20



金網取付詳細図

S=1:200

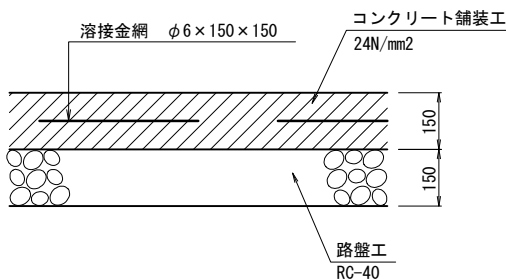


備考

- 外装は金網類及びバーブワイヤを除く他は、溶融亜鉛めっきとする。
- 本柵の金網規格は下記の通りとする。
φ3.2×40mm
φ4.0×56mm

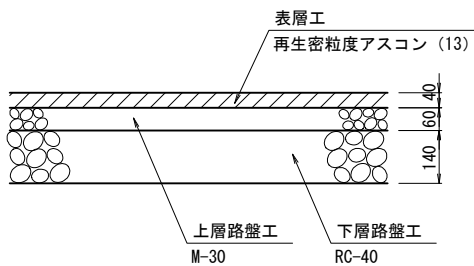
コンクリート舗装断面図

S=1:10



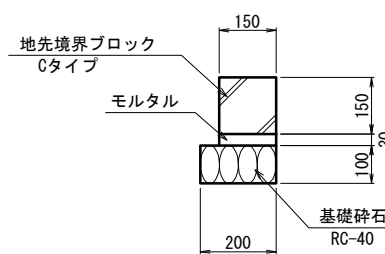
場内舗装構成断面図

S=1:10



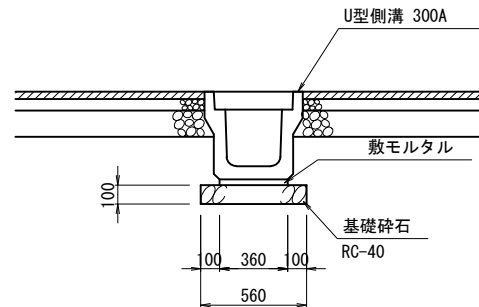
法止めブロック詳細図

S=1:10



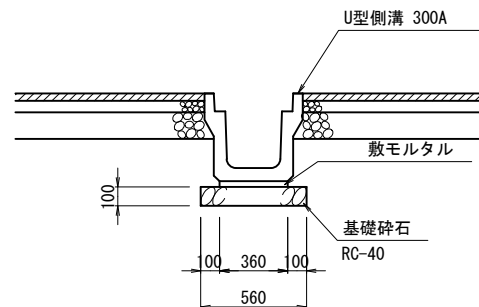
U型側溝 (蓋付き)

300×300 S=1:20



U型側溝 (蓋無し)

300×300 S=1:20



工事名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図面名	場内整備工詳細図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	18
会社名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事

I. 工事概要

1. 工事場所 栃木県 小山市 網戸 地内
2. 敷地範囲
3. 工事項目 解体工事

[illegible]

※ 建築電気設備、建築機械設備の撤去を含む。
但し、ポンプ関係設備及び排水機場RC造躯体は、本解体工事に含まない。

4. 工事範圍

※工事種目全て今回工事範囲とする。

- ・ 「3工事種目」のうち今回工事範囲は下記の通りとする。

[illegible]

II. 解体工事仕様書

1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」「公共住宅建設工事共通仕様書」(最新版)「建築物解体工事共通仕様書」(最新版)による。
(建築物等の解体に係る工事にも、一般共通事項、仮設工事、土工事は、新築及び増築に係る建築工事を除いた事項を適用する。)

2. 特記事項

- (1) 節もしくは項目は、番号に ☐ の印をついたものを適用する。
- (2) 特記事項は、☐ 印を適用する。☐ 印のない場合は ※ 印を適用する。☐ 印と ※ 印の場合は、ともに適用する。
- (3) 特記事項の (, , ,) 内の番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該表又は当該図を示す。
- (4) 特記事項の [, , ,] 内の番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該表又は当該図を示す。

第1章 一般共通事項

	項 目	特 記 事 項
第1節 一般事項	① 適用法令等	この工事では下記の法令及び関係法令に沿って、適正に処理すること。 (1.1.13) [1.1.13] ㊦廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ㊦資源の有効な利用の促進に関する法律 ㊦建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・建設工事必携（仕様書編） 県土整備局監修 ・特定家庭用機器再商品化法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ㊦厚生労働省労働基準局化学物質調査課編「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」 ㊦建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン ㊦石綿障害予防規則 ・土壌汚染対策法
	② 適用範囲	(1) この仕様書は、建築物の解体に係る工事に適用する。 (2) この仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 (3) この設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督職員の指示に従い施工する。 (1.1.1) [1.1.1]
	③ 官公署等への手続き	(1) 工事施工に必要な関係官公署等への手続きは、速やかに行う。これらの手続きに要する費用は受注者の負担とする。 (2) 関係官公署、付近住民等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督職員に報告し協議する。 (1.1.3) [1.1.3]
	④ 提出書類	工事関係書類の提出は、監督職員が別に示す様式により、指定する期日までに行う。 [1.1.5]
	⑤ 現場における保管	建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管する。
	⑥ 運搬	(1) 建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両等を使用する。 (2) 建設廃棄物を運搬車両に積込む場合には、分別した廃棄物が混合しないよう適切な措置を講ずる。 (3) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずる。 (4) 積替えを行う場合は、監督職員の承諾の上、許可を受けた場所で行う。
	⑦ 緊急時の処理	緊急事態が発生した時は、速やかに最善の措置を行うと共に監督職員に連絡する。

① 実 施 工 程 表	(1) 着工に先立ち、工事実施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し監督職員の承諾を受ける。 (2) 実施工程表を補足する週間又は月間の工程表及び工種別工程表は、監督職員の指示により作成し提出する。 (1.2.1) [1.2.1]
② 施 工 計 画 書	(1) 着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。 (1.2.2) [1.2.2] (2) 各工事についても、施工に先立ち、下記の事項を具体的に記した施工計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。 (a) 仮囲い、ゲート、仮設養生を含めた総合仮設計画 (b) 工事の作業順序、工法等 (c) 発生材の種類、中間処理方法及びその場所、最終処分場及びその場所 (d) 発生材の再利用、再生資源化 (e) イメージアップ計画 (f) その他 (建設工事必修 1-1-6参照)
③ 工 事 の 記 録	(a) 工 事 の 報 告 及 び 記 録 (1) 工事の、進捗状況等現場の状態を監督職員の指示により報告する。 (1.2.4) [1.2.3]

(3) 監督職員が指示した事項及び監督職員が協議した事項については正確に記録し、これを系統的に整理し、監督職員に提出する。ただし、軽易な事項については監督職員の承認を受け省略することができる。

(3) マニフェスト伝票は、発生材の種類ごとに整理し、その量の記録及び集計を行い、現場に常備しておくこと。

(b) 工 事 記 録 写 真

(1) 記録写真は、着手前、各施工段階、工事完了後にわたって工事写真を撮影し、監督職員が随時閲覧できるよう整理編集する（定点写真撮影を含む）。

特に、工事完了後には隠べいされ確認が不可能な部分について設計図書どおりに施工されていることを確認できるように主要な部分を撮影する。

(2) 写真は、写真帳等に編集して、提出する。

(3) 工事記録写真は、「工事写真の撮り方」（大臣官房官庁営繕部監修）に準じて行う。

(4) 提出した写真の所有権及び著作権は町に帰属する。

第3節 工事現場警備計画 ① 現場代理人及び主任技術者等	(1) 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者とする。 (2) 工事の施工に関して主任技術者等又は、専門技術者を置く場合は工事現場内の権限について現場代理人との関係を明確にしておくこと。 (1.3.2)
② 工事現場の保安	関連工事受注者と緊密な連携をとり、工事現場への作業員その他関係者の出入りを適切に管理し、火災、盗難、その他の事故の防止に努める。
③ 関係書類の常備	工事に関わる関係書類は、監督職員が随時閲覧できるように整理しておく。
④ 工事現場周辺の清掃及び後片付け	工事中は、現場周辺の清掃を十分に行うこと。又工事の完了時は、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。 (1.3.13)
⑤ 交通安全管理及び災害時の安全確保	工事車輛等の通行に際しては誘導員を置き、交通事故が発生しないよう十分に注意を払うこと。 事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努め、経緯を監督職員に報告する。 (1.3.9, 1.3.10) (1.3.7 1.3.8)
⑥ 施工中の安全確保及び環境保全	建築基準法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設リサイクル法、その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に使い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。 (1.3.7) (1.3.6, 1.3.9)

第3節 工事現場管理	項目	特記事項
第3節 工事現場管理	⑦ 周辺環境の保全	解体工事に際して、騒音・振動・粉塵その他を考慮して周辺環境の保全に努める。 ・騒音振動表示装置の設置
	⑧ 住民等に対する周知	周辺住民や通行者に対し、必要に応じて、協力を求めるための広報等（工事説明看板等）の措置を講じる。
	⑨ 苦情の処理	苦情の処理については、監督職員と協議のうえ速やかに処置する。 (1.3.7) (1.3.11)
	⑩ 工事中重機等の管理	工事中輻・重機等の現場保管は、事故・盗難発生のないよう十分に注意を払うこと。
第4節 施工調査	① 施工調査	着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。 調査には、第3章（解体施工）以降の各章による施工調査事項を含めるものとする。 (1.4.1) (1) 取壊しに先立ち受注者において危険物、有害物等の調査・確認を行い、設計図書と異なる場合は監督職員の指示を受ける。 (2) 解体しない既設配管等の調査も事前に行い、破損することのないようにすること。 (3) 工事により周辺の建物・構造物で本工事により影響を受けそうなものについては、監督職員と協議の上受注者において工事着手前に必要事項を調査記録しておく。
第5節 施工	① 施工	工事の施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。 (1.5.1) (1.5.1)
	② 施工図等	施工図等を、必要に応じて速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1.2.3)
	③ その他	(1) 残存物がある場合は、監督職員の指示を受ける。 (2) 工事中において設計図書と明らかに異なる状況の時は、ただちに監督職員の指示を受ける。 また、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは、監督職員の指示に従い施工する。 (3) 受注者は発生材の運搬ごとにマニフェスト伝票を発行し、廃棄物が適正に処理されたことを確認すると共に中間処理施設及び最終処分場の確認資料（写真を含む）を添付の上、現場事務所に常備しておくこと。 (4) 現場内で使用する重機等は、低騒音、低振動、排出ガス対策型のものを使用する。
第6節 工事検査及び技術検査	① 工事検査	(a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。 (2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。 (3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。 (1.6.1)
	2 技術検査	(b) 技術検査は、次の時期に行う。 (1) 工事検査時 (2) 工事施工途中における技術検査の実施回数及び実施する段階が特記された場合 (3) 施工途中における事故等により、発注者が特に必要と認めた場合 (1.6.2)
第7節 完成図書	1 完成図等	・作成する ※作成しない (1.7.1) ~ (1.7.3) (表1.7.1) 完成図の原図サイズ ※現場説明書による ・保全に関する資料の部数 ※1部 (1.7.3) ・前節1. (3)において作成した集計表をもとに、リサイクル集計表を作成し提出する。

第2章 仮設工事

	項 目	特 記 事 項	
第1節 一般事項	① 一 般 事 項	(1) この章は、騒音、粉塵の防止、作業員の安全確保、周辺住民・通行人の安全確保、施工性確保等に必要仮設工事に適用する。 (2) 仮設工事の施工に先立ち、施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。	
	① 騒音・粉塵等の対策	(a)騒音・粉塵等の対策は1～3により、適用は特記による。なお、シート類は防災処理されたものとする。 種類 ・ 防音パネル ○ 遮音シート (2.1.1, 2.2.4) [2.2.1] (1) 防音パネルは隙間なく取り付ける。 (2) 防音シートはジョイントの重ねと結束を十分に施す。 (3) メッシュ金網、養生シート等は、隙間なく取り付ける。 (b) 垂直養生の設置高さは取り壊し位置より常に1m以上の高さを保ち、散水の水や粉塵の飛散防止を図る。 (c) 足場等は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等によるほか、災害対策要綱に従い、防音パネル等の取り付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 ・ 十分な遮音性能を有する他、美観にも考慮する。定期的に点検を行い常に安全には十分注意する。	
第2節 騒音等の養生他	2 散 水 養 生	(a) プレーカー、破砕機、圧砕機等による粉塵発生部に常時散水を行う。 (b) 排水先等も事前に検討し、周辺へ悪影響のないようにする。	
	① 監 督 員 事 務 所	※ 設ける ○ 設けない 監督職員事務所の規模 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 (2.3.1) [2.3.1]	
第3節 仮設物	2 監 督 員 事 務 所 の 備 品	※ 現場説明書による (2.3.1) [2.3.1]	
	③ 工 事 用 水	構内既存の施設 ○ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ○ 無償)	
	④ 工 事 用 電 力	構内既存の施設 ○ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ○ 無償)	
		工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備
	図 面 名	解体工事特記仕様書(1/2)	

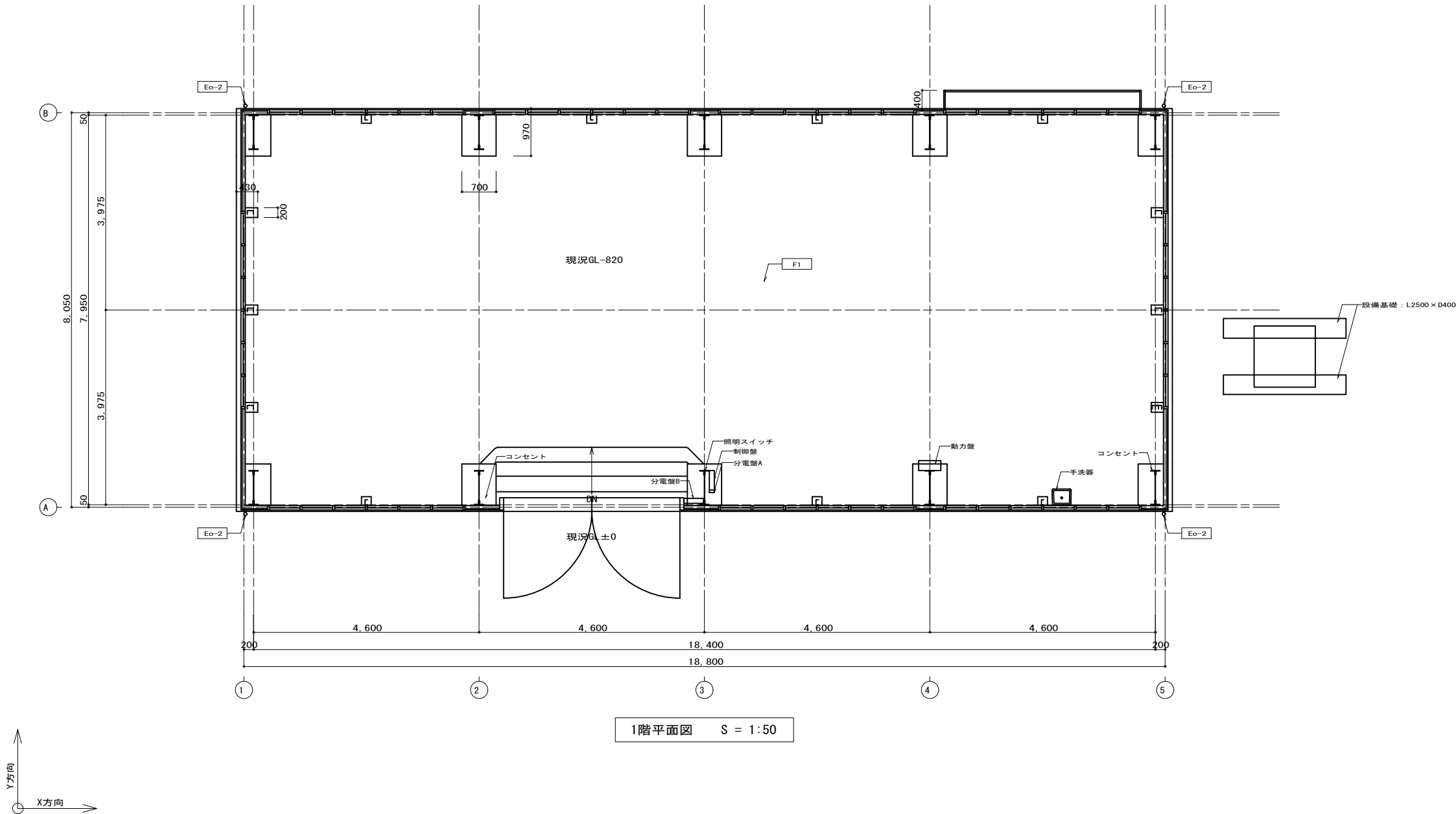
工 事 名	板木南部農業水利事業 荒川排水機撤去・場内整備工事		
図 面 名	解体工事特記仕様書 (1/3)		
作成年月日			
縮 尺	NON	図面番号	19 - 1/3
会 社 名			
事業所名	関東農政局 板木南部農業水利事業所		

第3章 解体施工			節	項 目	特 記 事 項	節	項 目	特 記 事 項																																																					
第 一 節 一 般 事 項	第 一 節	① 施工調査	第 一 節	① 適用	(1) この節は主要構造部が鉄骨造の取壊し工事に適用する。 (2) 鉄骨造と他の構造が混在しているときは、それぞれの構造の節を適用する。 鉄骨造等全般及びコンクリート基礎、地中梁、土間等まで取壊しを行う。（基礎杭は、解体撤去を行わない） (1) 主要構造部の取壊しに先立ち、下記の部材等の撤去を行う。撤去については「手ばらし」を原則とし、現場で分別を行う。 ・ 建築設備機器（各変電設備・ボイラー室等の設備機器、タンク類） ―― 種類・位置については図示による。 ・ 内装材 - 天井材(下地材共) - 木部（壁張材・ブース等） - ボード類 - 床材(アスベストタイル等) 位置については、図示による。 ・ 簡易間仕切り ―― 位置については、図示による。 ・ 敷物類 ―― 位置については、図示による。 ・ プラスチック類 ―― 床仕上げ材については図示による。 ・ 有害物質 ―― 種類・位置については図示による。 ・ 畳・木製建具類（枠共） ―― 位置については、図示による。 ・ ガラス、断熱材 ―― 位置については、図示による。 ・ フロン発泡性断熱材 ―― 位置については、図示による。 ・ 屋根葺き材、外装材の取壊しについては、監督員と協議する。 (2) 主要構造部の取壊しは、重機による取壊しとし、低騒音、低振動、排出ガス対策型の機械を使用する。 (3) 主要構造部の取壊しは、取壊し位置及び規模等に応じた機種及び規格の重機を選定し行う。 (4) 熔断等火気を使用する場合は、火の粉等が飛散しないよう対策を講じて使用する。 火気を使用する付近には、消火器等を準備する。 (5) 主要構造部の取壊しは、散水等を十分に行い、ほこり、じんあい等の発生を防止する。 (6) 石膏ボードの撤去については、「手ばらし」を原則とし、石膏ボードとその仕上材（岩綿吸音板やビニールクロス等）は分離する。（ただし、施工上分離し難い場合は、監督職員と協議する。） (7) 吹付け石綿の撤去については第6章、第3節、石綿含有成形板の撤去については第5節による。	第 一 節	① 機器	解体撤去機器類は、それぞれの材質に応じて処理をする。																																																					
									② 木 材	(1) 木材・合板類は、中間処理場にて処理を行い、リサイクルを図る。 リサイクル不可能な木材については、受入先リストの提出の上、監督職員との協議を行う。 (2) 依頼完了後は速やかに中間処理業者が処理を引き受けたことを証明する書類を監督職員に提出する。 (3) 有害物を含む（CCA処理木材等）の処理については、受入先リストの提出の上、監督職員との協議を行う。																																																			
第 二 節 事 前 措 置	第 二 節	① 事前措置	第 二 節	鉄 骨 造	(a) 特別管理産業廃棄物等がある場合は「特別産業廃棄物等の処理等」及び「アスベスト含有建材の除去等」による除去及び回収を行う。 (3. 1. 3) (2) 構造的安全性等に係る調査 (a) 特別管理産業廃棄物等がある場合は「特別産業廃棄物等の処理等」及び「アスベスト含有建材の除去等」による除去及び回収を行う。 (3. 2. 1) (b) 各種設備の供給の停止確認 (c) 落下のおそれのある付属物の撤去 (d) 周辺環境の害虫等による影響が予想される場合の駆除 (e) 電気設備のコンデンサ等の残留電荷の確認 (f) 衛生器具等の洗浄。臭気発生防止 (g) 浄化槽、排水槽等で汚水及び汚物の残留物は回収・洗浄を行い臭気の発生と周囲及び地中の汚染防止 (a) 電気設備は次の(1)～(7)に分別解体する。 (3. 4. 1) (1) 蛍光ランプ、HIDランプ (5) 配管類 (2) 小形二次電池 (6) 電線、ケーブル類 (3) 機器類 (7) その他の電気設備 (4) 断熱材 *電線、電線管、配管類の撤去は資材自由処分とし相殺とする。 ・ 機械設備は次の(1)～(6)に分別解体する。 (1) 配管及びダクト (5) 衛生陶器類 (2) 機器類 (6) その他の機械設備 (3) 保温材 *配管類の撤去は資材自由処分とし相殺とする。 (4) 浄化槽、ユニットバス (a) 内外装材は次の(1)～(6)に分別解体する。 (3. 5. 1) アスベスト含有建材については 第6章アスベスト含有建材の除去等による。 (1) 木材 (2) 鋼製建具、アルミニウム製建具及びステンレス製建具等 (3) せっこうボード [アスベスト含有石膏ボードについては、「第5節石綿含有成形板（非飛散性）」の除去方法による] (4) ALCパネル (5) 壁、天井材等の金属下地 (6) その他の内、外装材等 (b) カートンウォール等の取り外しは、取付部等の状況に十分注意し、倒壊又は落下防止に必要な措置を講ずる。 (c) 屋根葺材は次の(1)～(4)に分別解体する。取り外しは取付部等の状況に十分注意。 (3. 6. 1) (1) 長尺金属板及び折板等 (3) 屋根葺等材の金属下地等 (2) 粘土瓦及びセメント瓦等 (4) その他の屋根葺材等 ・ 屋根防水は次の(1)～(4)に分別解体する。 (1) 防水層保護のコンクリート及びびれんが等 (3) アスファルト防水材 (2) 断熱材等 (4) その他の防水材等 (d) 躯体は次の(1)～(5)に分別解体する。 (3. 7. 1) (1) コンクリート (4) 木材 (2) 鉄筋 (5) その他の構造材 (3) 鉄骨 ・ 躯体の解体（最新版 建築物解体工事共通仕様書・解説 「3. 7. 2 躯体の解体」に準ずる。） ・ 基礎等は、騒音・振動等に配慮し分別解体する。 (3. 8. 1) ・ 杭は分別解体する。 ・ 杭の解体工法は、引き抜き工法又は破砕による。 ・ 高強度のPC杭等は、専門工場で分別解体する。 (a) アスファルトコンクリート及びコンクリート等は、分別解体する。 (3. 8. 2) ・ 樹木等の伐採伐根及び移植は図示による。 (a) 地下埋設物、埋設配管等は、分別解体する。 (3. 9. 1) (a) 跡地はブルドーザー等による整地を行う。 (3. 10. 1) ・ 埋戻し (3. 11. 1) 埋戻しの材料及び工法は下表による。なお、埋戻し各層300mm程度ごとに締め固める。 種 別 A種 ※ B種 C種 D種 ・ A種及びB種 ・ B種及びC種 ・ B種及びD種 (3. 2. 3) (表3. 2. 1) <table><tr><th>種 別</th><th>材 料</th><th>工 法</th></tr><tr><td>A 種</td><td>山砂の類</td><td>水締め、機器による締め固め</td></tr><tr><td>B 種</td><td>根切り土の中の良質土</td><td>機器による締め固め</td></tr><tr><td>C 種</td><td>他現場の建設発生土の中の良質土</td><td>機器による締め固め</td></tr><tr><td>D 種</td><td>再生コンクリート砂</td><td>水締め、機器による締め固め</td></tr></table> ・ 建設発生土の処理 ※ 構外搬出適切処理 構外指示の場所に処理 ・ 構内指示の場所に敷きならし 構内指示の場所にたい積 (3. 2. 5)	種 別	材 料	工 法	A 種	山砂の類	水締め、機器による締め固め	B 種	根切り土の中の良質土	機器による締め固め	C 種	他現場の建設発生土の中の良質土	機器による締め固め	D 種	再生コンクリート砂	水締め、機器による締め固め	第 二 節	③ 有 価 物	(1) 解体で発生した鉄類及び非鉄金属類を有価物とし、処分は以下のとおりとする。 ・ 指定場所に集積 ※ 自由処分 (2) 自由処分の場合、依頼完了後は速やかに中間処理業者が処理を引き受けたことを証明する書類を監督職員に提出する。 (1) 取壊しにより発生したコンクリート塊は、次の通り処理する。 <table><tr><th>各 庁 舎</th><th>処 理 の 方 法</th></tr><tr><td>コンクリート塊</td><td>中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。 (モルタルを含む)</td></tr><tr><td>アスファルト塊</td><td>中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。</td></tr></table> (2) 破碎処理するコンクリート塊は、木片、プラスチック類等が混入しないように十分注意を払う。 コンクリート塊等の運搬並びに場内移動については、建設廃棄物処理ガイド「建設・解体工事に伴う廃棄物処理に関する技術指針・同解説」に準じて行う。 (1) 本節のいずれにも該当しない再利用不可能な発生材は、適切な処理を行い、最終処分場において処分する。 (再利用可能な発生材は、監督職員と協議のうえ再利用とする。) 依頼完了後は速やかに処理を引き受けたことを証明する書類を監督職員に提出する。 <table><tr><th colspan="2">見込まれる発生材</th><th colspan="2">処 分 等</th></tr><tr><td>・ 仕上材</td><td>※ 安定型処分場</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・ 仕上材（石膏ボード）</td><td>※ 管理型処分場</td><td>・</td><td>再利用</td></tr><tr><td>・ 廃プラスチック</td><td>※ 安定型処分場</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・ ALC</td><td>※ 安定型処分場</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・ 木毛板</td><td>※ 管理型処分場</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・ 陶磁器</td><td>※ 安定型処分場</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・ ガラス</td><td>※ 安定型処分場</td><td>・</td><td>再利用</td></tr></table> * 石膏ボードの再利用について、熔融処理を行った物以外はリサイクルできません。 (2) フロン発泡性断熱材については、受入先リスト提出の上、監督職員との協議を行う。 (3) 産業廃棄物広域再生利用指定制度により再資源化に努める。（監督職員との協議による） ・ パーティクルボード ・ ロックウール ・ グラスウール ・ 塩化ビニル管	各 庁 舎	処 理 の 方 法	コンクリート塊	中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。 (モルタルを含む)	アスファルト塊	中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。	見込まれる発生材		処 分 等		・ 仕上材	※ 安定型処分場	・		・ 仕上材（石膏ボード）	※ 管理型処分場	・	再利用	・ 廃プラスチック	※ 安定型処分場	・		・ ALC	※ 安定型処分場	・		・ 木毛板	※ 管理型処分場	・		・ 陶磁器	※ 安定型処分場	・		・ ガラス	※ 安定型処分場	・	再利用
						種 別	材 料	工 法																																																					
A 種	山砂の類	水締め、機器による締め固め																																																											
B 種	根切り土の中の良質土	機器による締め固め																																																											
C 種	他現場の建設発生土の中の良質土	機器による締め固め																																																											
D 種	再生コンクリート砂	水締め、機器による締め固め																																																											
各 庁 舎	処 理 の 方 法																																																												
コンクリート塊	中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。 (モルタルを含む)																																																												
アスファルト塊	中間処理場にて加工を行い、リサイクルを図る。																																																												
見込まれる発生材		処 分 等																																																											
・ 仕上材	※ 安定型処分場	・																																																											
・ 仕上材（石膏ボード）	※ 管理型処分場	・	再利用																																																										
・ 廃プラスチック	※ 安定型処分場	・																																																											
・ ALC	※ 安定型処分場	・																																																											
・ 木毛板	※ 管理型処分場	・																																																											
・ 陶磁器	※ 安定型処分場	・																																																											
・ ガラス	※ 安定型処分場	・	再利用																																																										
第 三 節 建 築 物 の 解 体 手 順 等	第 三 節	② 内外装材	第 三 節	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 等	(1) この節は主要構造部が鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）に適用する。 (2) 鉄筋コンクリート造等と他の構造が混在しているときは、それぞれの構造の節を適用する。 ・ RC造等全般及びコンクリート基礎、地中梁、土間等まで取壊しを行う。（基礎杭は、解体撤去を行わない） ・ RC造等の部分取壊しを行う。 (1) 主要構造部の取壊しに先立ち、下記の部材等の撤去を行う。撤去については「手ばらし」を原則とし、現場で分別を行う。 ・ 建築設備機器（各変電設備・ボイラー室等の設備機器、タンク類） ―― 種類・位置については図示による。 ・ 内装材 - 天井材(下地材共) - 木部（壁張材・ブース等） - ボード類 - 床材(アスベストタイル等) 位置については、図示による。 ・ 簡易間仕切り ―― 位置については、図示による。 ・ 敷物類 ―― 位置については、図示による。 ・ プラスチック類 ―― 床仕上げ材については図示による。 ・ 有害物質 ―― 種類・位置については図示による。 ・ 畳・木製建具類（枠共） ―― 位置については、図示による。 ・ ガラス、断熱材 ―― 位置については、図示による。 ・ フロン発泡性断熱材 ―― 位置については、図示による。 (2) 主要構造部の取壊しは、重機による圧砕工法とし、低騒音、低振動、排出ガス対策型の機械を使用する。 なお、施工方法はたくずしを原則とする。 (3) 主要構造部の取壊しは、地上に圧砕機を設置して行う。 (4) 主要構造部の取壊しは、取壊し位置及び規模等に応じた機種及び規格の重機を選定し行う。 (5) 熔断等火気を使用する場合は、火の粉等が飛散しないよう対策を講じて使用する。 火気を使用する付近には、消火器等を準備する。 (6) 主要構造部の取壊しは、事前に散水等を十分に行いほこり、じんあい等の発生を防止する。 (7) 取壊しにあたっては、建物の上部から行い、建物の各部の高さが平均して同一となるようバランス良く進める。 (8) 取壊し建物が転倒しないよう必要に応じ、転倒防止のための対策を行いながら作業を進める。 (9) 発生したコンクリート塊は、状況に応じて建物内部に設けたダメ穴から地上まで投下するようにし、建物周辺から落下させないようにする。 (10) 発生したコンクリート塊は十分に小割りし、鉄筋、木片、プラスチック等が混入しないよう注意を払う。 (11) 工事中にコンクリート片等が飛散しないよう、無理な力を取壊し建物に加えないこと。特に既存建物、通路等に隣接した部分は注意を払う。 (12) 二重ビット等その他の部分については、取壊しに先立ち、汚水、雑排水を処理した後に取壊しにかかる。 (13) 原則として壁倒しを禁ずる。ただし特定の場所については、監督職員と協議する。 (14) 石膏ボードの撤去については、「手ばらし」を原則とし、石膏ボードとその仕上材（岩綿吸音板やビニールクロス等）は分離する。（ただし、施工上分離し難い場合は、監督職員と協議する。） (15) 吹付け石綿の撤去については第6章 第3節により、石綿含有成形板の撤去については第5節による。 (16) ジャイアントブレーカーの使用及び使用箇所については監督職員と協議する。	第 三 節	④ コンクリート塊等	(1) 本節のいずれにも該当しない再利用不可能な発生材は、適切な処理を行い、最終処分場において処分する。 (再利用可能な発生材は、監督職員と協議のうえ再利用とする。) 依頼完了後は速やかに処理を引き受けたことを証明する書類を監督職員に提出する。																																																					
									⑤ その他 発生材	(1) 本節のいずれにも該当しない再利用不可能な発生材は、適切な処理を行い、最終処分場において処分する。 (再利用可能な発生材は、監督職員と協議のうえ再利用とする。) 依頼完了後は速やかに処理を引き受けたことを証明する書類を監督職員に提出する。																																																			
第5章 特別管理産業廃棄物の処理等																																																													
節	項 目	特 記 事 項																																																											
第 一 節 一 般 事 項	第 一 節	① 施工調査	・ 特別管理産業廃棄物等の調査は次による。 (5. 1. 3) (1) 特別管理産業廃棄物等の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物等に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査に取りまとめ、監督職員に提出する。																																																										
				① 有 害 物 等 の 取 扱 い	<table><tr><th colspan="2">見込まれる有害物等</th><th>処 理</th></tr><tr><td>・ 蛍光ランプ</td><td>・ 水銀ランプ</td><td>サイズ別にダンボール箱に梱包して再処理業者に再処理を依頼する。</td></tr><tr><td>・ Ni-cd電池</td><td></td><td>産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。</td></tr><tr><td>・ アルカリ蓄電池</td><td></td><td>産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。</td></tr><tr><td>・ 鉛蓄電池</td><td></td><td>産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。</td></tr><tr><td>・ イオン化式煙感知器</td><td></td><td>煙感知器製造メーカーにて再処理する。</td></tr><tr><td>・ フロン</td><td>・ ハロン</td><td>回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。</td></tr><tr><td>・ 臭化リチウム</td><td></td><td>回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。</td></tr><tr><td>・ 廃油</td><td></td><td>産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者にて中間処理する。</td></tr><tr><td>・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス</td><td></td><td>回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。</td></tr></table> <table><tr><td>・ 廃石綿</td><td>※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）</td><td>・</td></tr><tr><td>・ 石綿含有成形板</td><td>※ 安定型処分場（二重袋詰め）</td><td>・</td></tr><tr><td>・ 焼却灰等</td><td>※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）</td><td>但し付着物のダイオキシン濃度が3000Pg/g以下の場合</td></tr></table> 上記該当項目の依頼完了後は、速やかに再処理業者が処理を引き受けた事を証明する書類を監督職員に提出する。 ・ 引渡しを要するもの（ PCB ） 上記の保管場所（ 指定場所 ）（ ） (1) PCB機器その疑わしい機器は、管理できる場所に集積・保管し、移動を禁止すること。 また、現場関係者に移動禁止を周知徹底させること。 (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者（ ）の立ち会いのもとで、PCB機器の分類、引き渡し、運搬を行うこと。 (3) PCB機器・PCB含有シーリング材の取り外し、集積、保管、分類、引き渡し、運搬の状況を記録し、監督員に報告する。 (4) 焼却灰、付着物のダイオキシン濃度が3000Pg/gを超えた場合には、特別管理産業廃棄物となる。 あわせて、解体時にも特段の注意が必要となる。 (5) 特定化学物質等は関係法令等に従い回収又は処分する。	見込まれる有害物等		処 理	・ 蛍光ランプ	・ 水銀ランプ	サイズ別にダンボール箱に梱包して再処理業者に再処理を依頼する。	・ Ni-cd電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。	・ アルカリ蓄電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。	・ 鉛蓄電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。	・ イオン化式煙感知器		煙感知器製造メーカーにて再処理する。	・ フロン	・ ハロン	回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。	・ 臭化リチウム		回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。	・ 廃油		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者にて中間処理する。	・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス		回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。	・ 廃石綿	※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）	・	・ 石綿含有成形板	※ 安定型処分場（二重袋詰め）	・	・ 焼却灰等	※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）	但し付着物のダイオキシン濃度が3000Pg/g以下の場合																	
見込まれる有害物等		処 理																																																											
・ 蛍光ランプ	・ 水銀ランプ	サイズ別にダンボール箱に梱包して再処理業者に再処理を依頼する。																																																											
・ Ni-cd電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。																																																											
・ アルカリ蓄電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。																																																											
・ 鉛蓄電池		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者又は製造メーカーにて再処理する。																																																											
・ イオン化式煙感知器		煙感知器製造メーカーにて再処理する。																																																											
・ フロン	・ ハロン	回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。																																																											
・ 臭化リチウム		回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。																																																											
・ 廃油		産業廃棄物の処理の許可を受けた処理業者にて中間処理する。																																																											
・ 六ふっ化硫黄(SF6)ガス		回収事業者により回収し、処理事業者に処理を依頼する。																																																											
・ 廃石綿	※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）	・																																																											
・ 石綿含有成形板	※ 安定型処分場（二重袋詰め）	・																																																											
・ 焼却灰等	※ 管理型処分場（二重袋詰め及び固化）	但し付着物のダイオキシン濃度が3000Pg/g以下の場合																																																											
工 事 名			栃木南部農業水利事業																																																										
図 面 名			解体工事特記仕様書(2/3)																																																										
作成年月日																																																													
縮 尺		NON	図面番号 19 - 2/3																																																										
会 社 名																																																													
事業所名			関東農政局 栃木南部農業水利事業所																																																										

第6章 アスベスト含有建材の除去等			節	項 目	特 記 事 項	節	項 目	特 記 事 項																																		
第一節 一般事項	①用語の定義	・「アスベスト含有建材」とは、アスベスト含有吹き付け材、アスベスト含有保温材等及びアスベスト含有成形板をいう。 ・「アスベスト含有吹き付け材」とは、アスベストを重量で0.1%を超えて含有する吹き付け材をいう。 ・「アスベスト含有保温材」とは、アスベストを重量で0.1%を超えて含有する保温材、耐火被覆板、断熱材をいう。 ・「アスベスト含有成形板」とは、上記以外のアスベストを重量で0.1%を超えて含有する成形板をいう。	第六節 吹付石綿等（飛散性）	7 作業場所の表示 作業エリアの区画等	作業エリアには、「石綿等の取扱い作業関係者以外立入禁止」の標示を設置する。 作業エリアの区画範囲、区画方法及び標示の設置箇所については監督職員と協議する。	第七節 石綿含有成形板（非飛散性）	①適用	この節は労働安全衛生法に基づき0.1%以上の石綿を含有する成形板の撤去に適用する。 （石綿スレート、石綿ロックウール板、石綿含有ビニル床タイル、アスベスト含有シーリング材等の非飛散性石綿含有建材）																																		
	②施工調査	・（a）アスベスト含有建材の有無を調査する施工調査は、目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認することにより行い、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。 ・（b）施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議。 ・（c）分析によるアスベスト含有調査。		8 呼吸用保護具及び保護服 保護服等	除去を行う作業者は、全身を覆う特殊作業服を使用し、作業終了後は除去した石綿と同様に処分する。 除去を行う作業者は、防護マスク（国家検定品）等の呼吸用保護具を使用する。 保護服、手袋、靴カバー及び防護マスクの使用数を報告する。		②一般事項	（1）作業に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 （2）作業にあたり、石綿の除去工事等について知識経験豊かな者を責任者として選択し、施工管理を行わせる。 （6.5.2）																																		
	3 アスベスト粉じん濃度測定	・（a）アスベスト粉じん濃度測定は特記による。 ・（b）アスベスト粉じん濃度の測定方法は「JIS K3850－1 空気中の繊維状粒子測定方法－第一部：位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による。 ・（c）測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・（d）アスベスト粉じん濃度測定における計数分析は、作業環境測定士が行うものとする。		9 飛散防止及び養生 石綿等（飛散性）	他の場所への石綿汚染を防止するため下記の処置を行う。 〔6.3.1〕 （1）施工箇所は、他の場所への石綿飛散を防止するため石綿除去面を除く床・壁面など全周をビニルシート又はポリエチレンシート（床t=0.15以上、壁t=0.1以上）により隙間なく隔離（継ぎ目は接着テープで接合する）する。 この場合、設備器具及び什器は施工箇所外に撤出して作業を行うことを原則とする。移動困難なものについては、上記ビニルシート等で完全に覆うものとする。 （2）除去作業はHEPAフィルター（超高性能エアークリナー）を装備した吸引装置で粉塵をろ過し、施工箇所を常に負圧にする。 （3）除去面は飛散防止剤で湿潤状態にする。 （4）上記区画養生が終了時に監督職員の検査を受けること。		③撤去	（1）アスベスト成形板の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。 （2）建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所または換気扇枠等で、粉塵が外部に飛散するおそれがある箇所をビニルシート等で塞ぐものとする。 （3）アスベスト成形板の撤去は、可能な限り破壊または破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原形のまま撤去する。 （4）撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤状態として作業を行う。 （5）撤去作業時には、防護マスク、防護眼鏡及び作業衣を着用させる。 （6）撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。																																		
第二節 除去工事共通事項	①専門工事業者	・アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に応じた技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。 〔6.2.1〕	第七節 飛散防止剤の塗布 飛散防止剤及び硬化剤	10 除去方法	除去は、下記の方法で行う。 〔6.3.2〕 （1）石綿除去は、飛散防止剤がよく浸透した後に行う。 （2）除去後の残存石綿の飛散を防止するために硬化剤を塗布する。 （3）除去した石綿は、その都度湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包するか、または堅牢な容器に密閉して保管する。なお、このプラスチック袋には、「石綿廃棄物」である旨の表示をする。 （4）特殊な石綿除去（煙突内アスベストライニング材）は、下記による。 ・従来工法（人力による除去） ・従来工法（高圧洗浄による除去） 高圧洗浄により除去した、アスベストライニング材含有水をバキュームポンプにてタンク内に吸引し、分離剤を投入してアスベストを分離した後固化剤を投入して固化物にし下記吹付石綿の処理事項にしたがい処理する。処分水についてはダイオキシン含有無の分析をし「ダイオキシン類対策特別措置法」に則り処分する事。 ・機械切削工法（回転切削方式（湿式））	第八節 工事関連材料・器材等第六節 施工管理	④集積・運搬等	（1）撤去したアスベスト成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉塵の飛散防止に努める。 〔6.5.3〕 （2）細かく破砕されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋で二重に梱包する等、飛散防止の措置を講ずる。 （3）撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。 （4）アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 （5）アスベスト成形板の撤去、集積、積込み及び保管等の処置が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。 〔6.5.3〕																																		
	②作業主任者	・アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者のうちから、アスベスト作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。 〔6.2.2〕		除去面はノンエアースプレーガンを使用して行う。 飛散防止剤及び硬化剤の使用数量（使用した容器全数の写真等）を報告する。 〔6.3.2〕	⑤処分等		（1）発生材の処分は、産業廃棄物処理業の許可を受けたものに行わせる。 （2）アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。 （3）撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。 （4）アスベスト含有石膏ボードについては、管理型処分とする。 〔6.5.3〕																																			
	③除去作業者	・アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 〔6.2.3〕		除去後の処置は、下記の通り行う。 〔6.3.4〕 （1）床面等は、HEPAフィルター付真空掃除機で清掃する。この場合は、真空掃除機で捕集されたゴミの入った袋は、更にこれをプラスチック袋に入れ密封する。 （2）吹付石綿除去後、隔離ビニル室内の汚染空気はHEPAフィルターを装備した吸引装置でろ過をする。 （3）除去作業に使用したビニルシート等は、適当な大きさにしたうえ、表面を内側にして折り畳み、プラスチック袋に入れて密封する。 （4）除去作業に使用した足場等の器材は必ず清掃を行う。 （5）作業等に使用され、石綿が含まれている恐れのある水は、ろ過等の処理を行う。 （6）除去作業に使用したビニルシート等を撤去した後、さらに（1）の清掃作業を行う。	6 濃度測定		濃度測定については、監督職員との協議による。測定については、第3節5に準ずる。																																			
第三節 吹付石綿等（飛散性）	④表示及び掲示	・（a）アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙、飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。 ・（b）アスベストの有害性、取り扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。 ・（c）「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 〔6.2.4〕	第九節 養生 養生ビニルシート等の処理	11 吹付石綿除去場所の清掃作業等	除去後の処置は、下記の通り行う。 〔6.3.4〕 （1）床面等は、HEPAフィルター付真空掃除機で清掃する。この場合は、真空掃除機で捕集されたゴミの入った袋は、更にこれをプラスチック袋に入れ密封する。 （2）吹付石綿除去後、隔離ビニル室内の汚染空気はHEPAフィルターを装備した吸引装置でろ過をする。 （3）除去作業に使用したビニルシート等は、適当な大きさにしたうえ、表面を内側にして折り畳み、プラスチック袋に入れて密封する。 （4）除去作業に使用した足場等の器材は必ず清掃を行う。 （5）作業等に使用され、石綿が含まれている恐れのある水は、ろ過等の処理を行う。 （6）除去作業に使用したビニルシート等を撤去した後、さらに（1）の清掃作業を行う。	第十節 工事関連材料・器材等第六節 施工管理	⑥施工管理	（1）発生材の処分は、産業廃棄物処理業の許可を受けたものに行わせる。 （2）アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。 （3）撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。 （4）アスベスト含有石膏ボードについては、管理型処分とする。																																		
	⑤保護具・保護衣	・作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともにアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。 〔6.2.5〕		除去面はノンエアースプレーガンを使用して行う。 飛散防止剤及び硬化剤の使用数量（使用した容器全数の写真等）を報告する。 〔6.3.2〕	⑥施工管理		（1）発生材の処分は、産業廃棄物処理業の許可を受けたものに行わせる。 （2）アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。 （3）撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。 （4）アスベスト含有石膏ボードについては、管理型処分とする。																																			
	⑥施工計画書の提出 工事日誌 特定化学物質等作業主任者 作業者名簿等 吹付石綿除去作業者等 健康診断結果 吹付石綿除去作業者の事前教育 浮遊石綿濃度測定 浮遊石綿濃度測定場所	吹付石綿除去に伴う石綿粉塵飛散防止対策等、主に2以降の事項を盛り込んだ施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工する。 職業別作業人員、作業内容及び作業時間等を記し提出する。 請負者は、除去作業にあたり特定化学物質等作業主任者を選任し工事経歴書を添付した書面を監督職員に提出する。 除去作業は、選任された特定化学物質等作業主任者の指示のもとに行う。 作業主任者の資格証明書の写し及び作業者名簿を提出する。 除去作業者は、六ヶ月以内に石綿についての特殊健康診断（特定化学物質等障害予防規則第39条）を受診した者とする。 作業者の健康診断結果の写しを提出する。 除去工事に従事する作業者に対しては、事前に石綿に関する教育を行い十分に理解させ、事前教育実施内容を監督職員に報告する。 （1）大気汚染防止法に基づき、作業前、作業中、作業後に浮遊石綿濃度測定を行う。測定機関については、第三者検査機関とし監督職員の承諾を受ける。第三者検査機関は、作業環境測定法により認定された検査機関とする。 （2）測定結果については、報告書を提出する。 ・アスベスト粉じん濃度測定 <table><tr><th>測定時期</th><th>測定名称</th><th>測定場所</th><th>測定点 (各施工箇所ごと)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">処理作業前</td><td>測定1</td><td>処理作業室内</td><td>各2点又は3点</td><td>〔注〕1</td></tr><tr><td>測定2</td><td>調査対象室外の附近</td><td>計2点</td><td>大気</td></tr><tr><td rowspan="2">処理作業中</td><td>測定3</td><td>処理作業室内</td><td>各2点又は3点</td><td>〔注〕1</td></tr><tr><td>測定4</td><td>負圧・除じん装置の排出吹出し口</td><td>出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">処理作業後 (シート養生中)</td><td>測定5</td><td>処理作業室外</td><td>4方向各1点(敷地境界)</td><td>—</td></tr><tr><td>測定6</td><td>処理作業室内</td><td>各2点</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">処理作業後 シート撤去後 1週間以降</td><td>測定7</td><td>処理作業室内</td><td>各2点又は3点</td><td>〔注〕1</td></tr><tr><td>測定8</td><td>調査対象室外の附近</td><td>各2点</td><td>大気</td></tr></table> 〔注〕1.各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは2点、300m2以下までは3点とする。300m2を超えるものは、監督員と協議する。		測定時期	測定名称		測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1	測定2	調査対象室外の附近	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1	測定4	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点	—	処理作業後 (シート養生中)	測定5	処理作業室外	4方向各1点(敷地境界)	—	測定6	処理作業室内	各2点	—	処理作業後 シート撤去後 1週間以降	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1	測定8
測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考																																						
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1																																						
	測定2	調査対象室外の附近	計2点	大気																																						
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1																																						
	測定4	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点	—																																						
処理作業後 (シート養生中)	測定5	処理作業室外	4方向各1点(敷地境界)	—																																						
	測定6	処理作業室内	各2点	—																																						
処理作業後 シート撤去後 1週間以降	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	〔注〕1																																						
	測定8	調査対象室外の附近	各2点	大気																																						
6 作業着用更衣施設及び洗身施設 隔離施設	更衣施設及び洗身施設は、施工箇所の出入口に接して、作業期間を通じて設置する。 更衣施設は、通動服更衣スペースと保護服更衣スペースを分離する。なお、洗身施設については、石綿の漏れを防ぐ処置を講じたものとする。 施工箇所、更衣施設及び洗身施設等の出入口にビニルシート等により仕切りを設け洗浄区域と区画する。 〔6.3.1〕	強度試験等 処理伝票等 最終処分場	13 関係官庁への提出 14 その他	1 建築設備の保温材 建築設備（配管・ボイラー等に保温材として）に部分的に吹付石綿が施工されている場合も上記に準じて行う。 曲り部分保温材は、グローブバック方式により処理してもよい。（32mm以下の小口径ヶ所は事前にアスシール等により湿潤状態に保ち、10cm以上残して切断する。） 又は設備配管のエルボ部分に石綿含有の成形練材（ハードセメント）を使用しているヶ所は、その部分を湿潤状態に保ち10cm以上残して切断の上処分してもよい。 〔6.4.2〕	第一節 安全管理 2 周辺環境への配慮	⑦作業員の安全衛生 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手袋の着用 ・保護マスクの着用 ・作業終了時及び休憩時における手洗いの実施 ⑧周辺環境への配慮 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カッターナイフなどによる撤去を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を確実に行う。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	工 事 名 図 面 名 作成年月日 縮 尺 会 社 名 事業所名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事 解体工事特記仕様書(3/3) NON 図面番号 19 - 3/3 栃木南部農業水利事業所																																		



建屋撤去構造図(1/19)



外部仕上表

符号	場 所	仕 上
ER1	屋根	大波スレート葺き t=6.3
EC1	庇裏	ベニヤ板張り(木下地組) t=2.5
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	縦樋	VP60 φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製じょうご

内部仕上表

符号	場 所	仕 上
C1	天井	屋根、小屋組み現し、鉄骨SOP
W1	壁	外壁現し、鉄骨SOP
W2	腰壁	コンクリート打ち放し H=920
F1	床	コンクリート金ゴテ仕上

【実測による復元図】

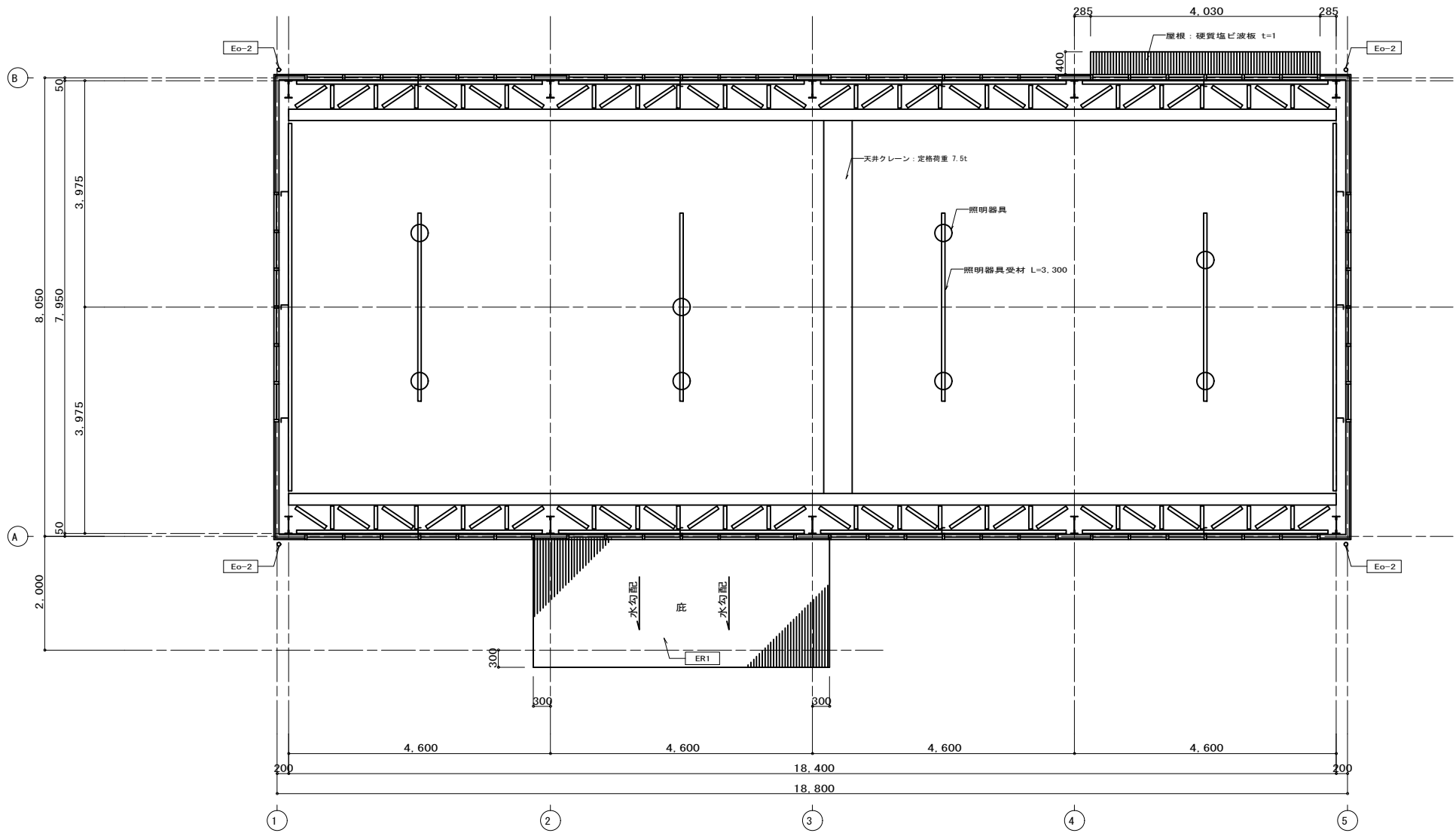
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(1/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 1/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (2/19)

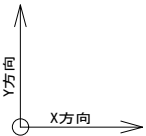


外部仕上表

符号	場 所	仕 上
ER1	屋根	大波スレート葺き t=6.3
	庇	
EC1	底裏	ベニヤ板張り(木下地組) t=2.5
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	縦樋	VP60φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製じょうご



クレーン走行受け梁高さ(上部)平面図 S = 1:50
※現況GL+4,400 の位置



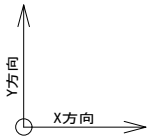
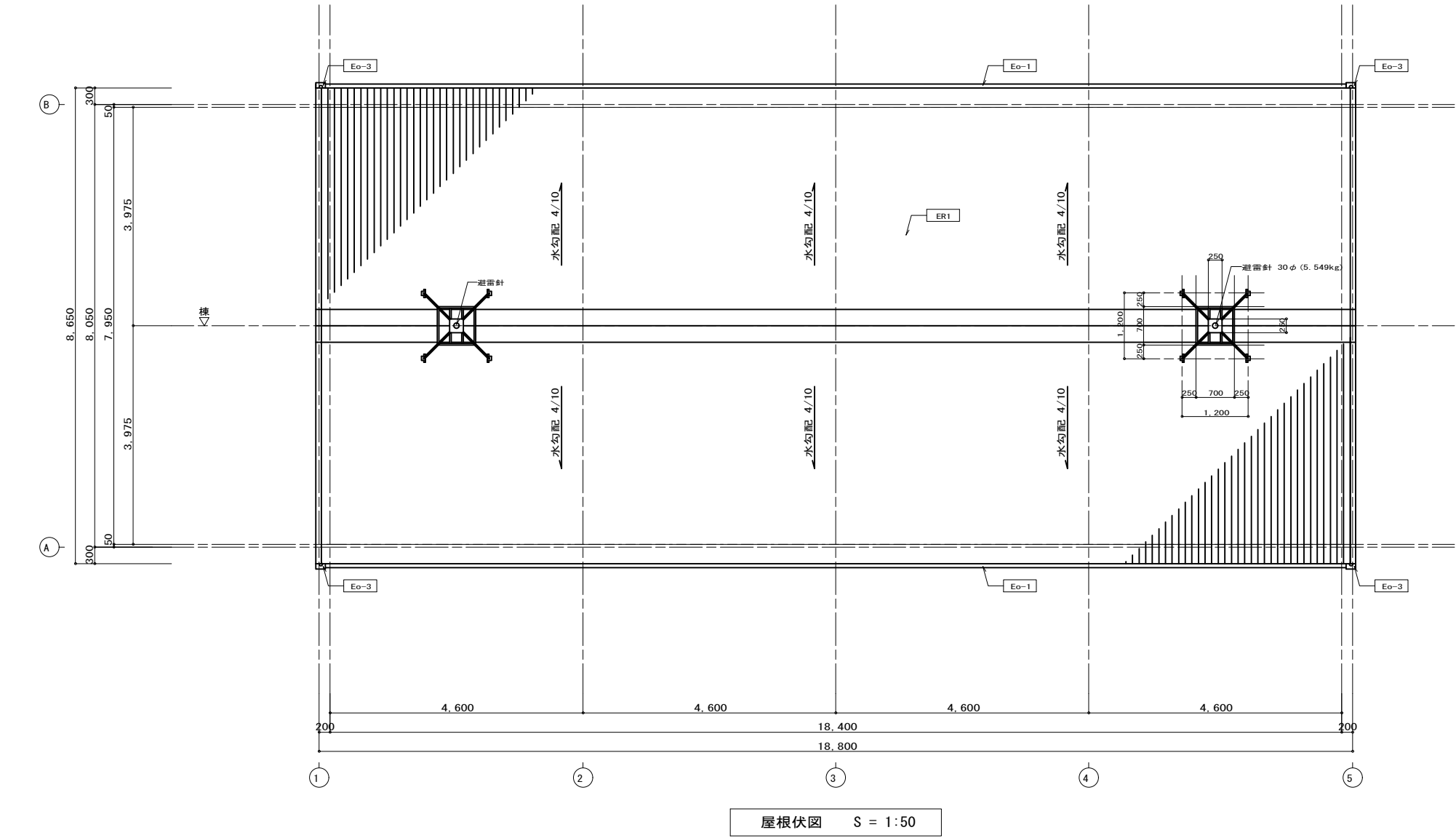
【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (2/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 2/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (3/19)



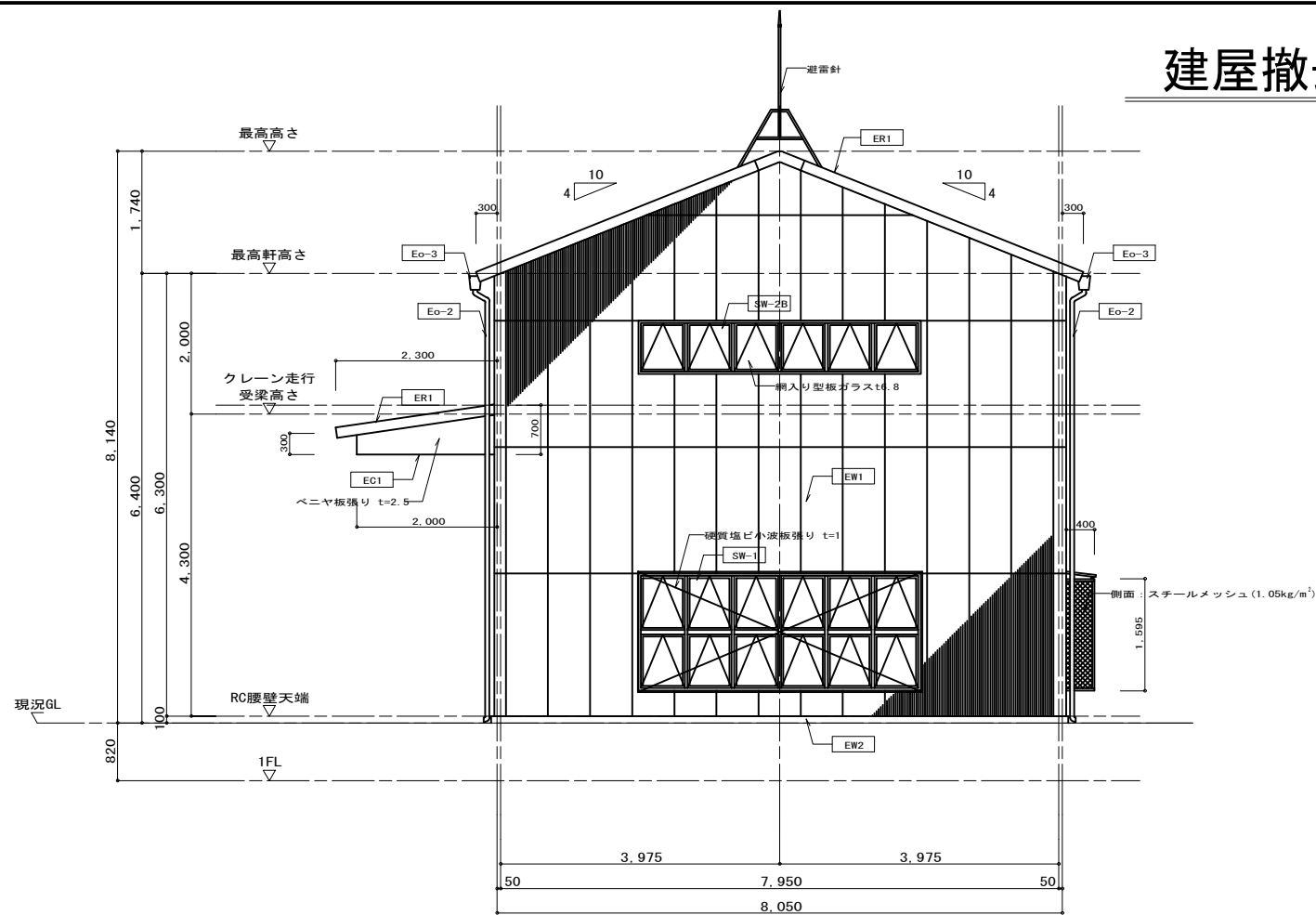
外部仕上表

符号	場 所	仕 上
ER1	屋根	大波スレート葺き t=6.3
	底	
EC1	底裏	ベニヤ板張り(木下地組) t=2.5
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	壁樋	VP60φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製じょうご

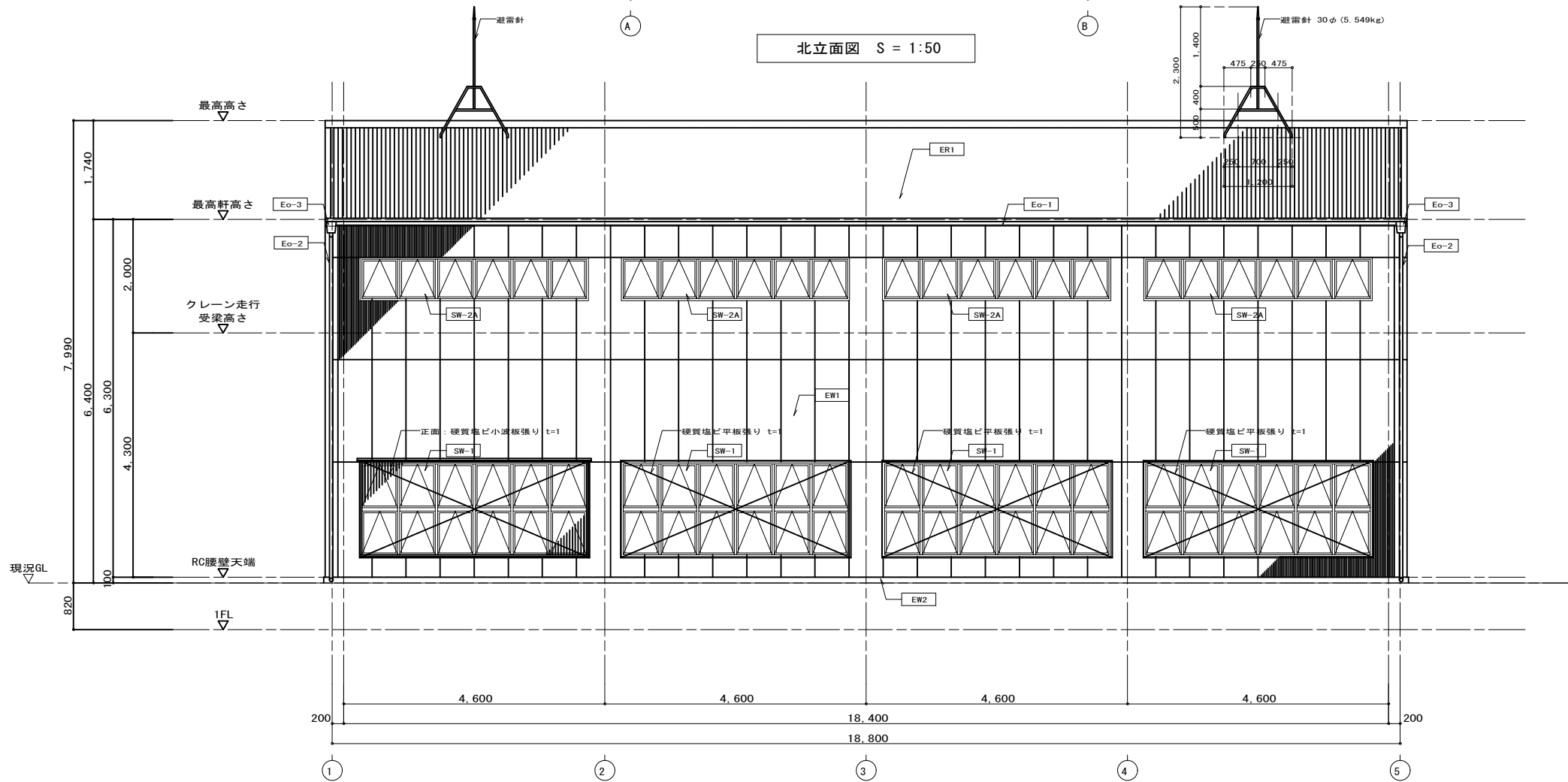


【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (3/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 3/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (4/19)



北立面図 S = 1:50



西立面図 S = 1:50

外部仕上表

符号	場 所	仕 上
ER1	屋根 底	大波スレート葺き t=6.3
EC1	底裏	ベニヤ板張り (木下地組) t=2.5
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	縦樋	VP60φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製じょうご

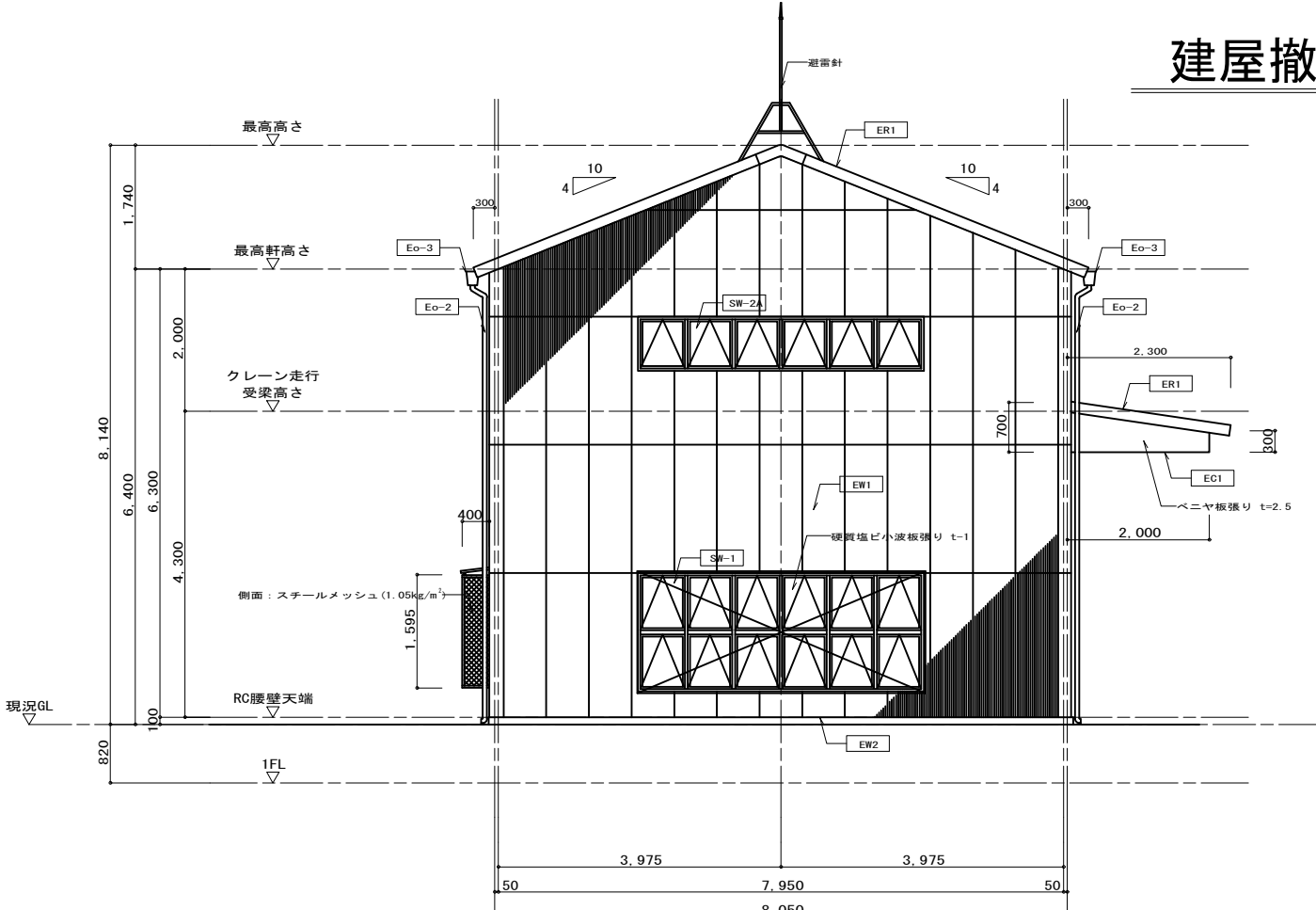
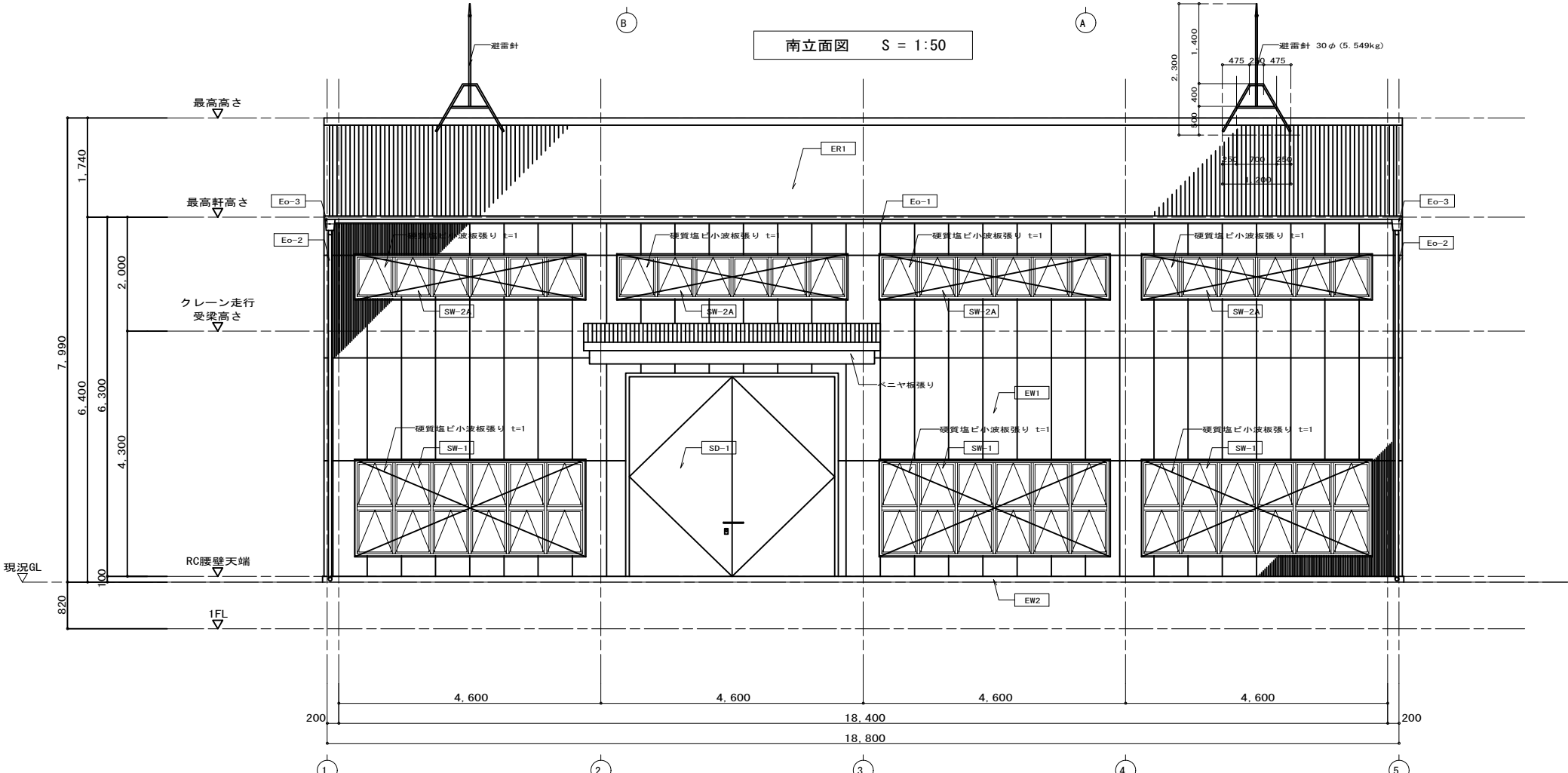
建具リスト

SW-1	鋼製突き出し窓 (2段)	W3950×H1595	型板ガラスt4
SW-2A	鋼製突き出し窓	W3950×H690	網入り型板ガラスt6.8
SW-2B	鋼製突き出し窓	W3950×H690	型板ガラスt4 (1枚のみ網入り型板ガラスt6.8)
SD-1	鋼製両開き扉	W3600×H3500	—

【実測による復元図】

工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (4/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 4/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (5/19)

南立面图 $S = 1:50$ 

東大圖 2-1:54

外部仕」

符 号	場 所	仕 上
ER1	屋根	大波スレート葺き t=6.3
	庇	
EC1	庇裏	ベニヤ板張り(木下地組) t=2.0
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	堅樋	VP60φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製150×60

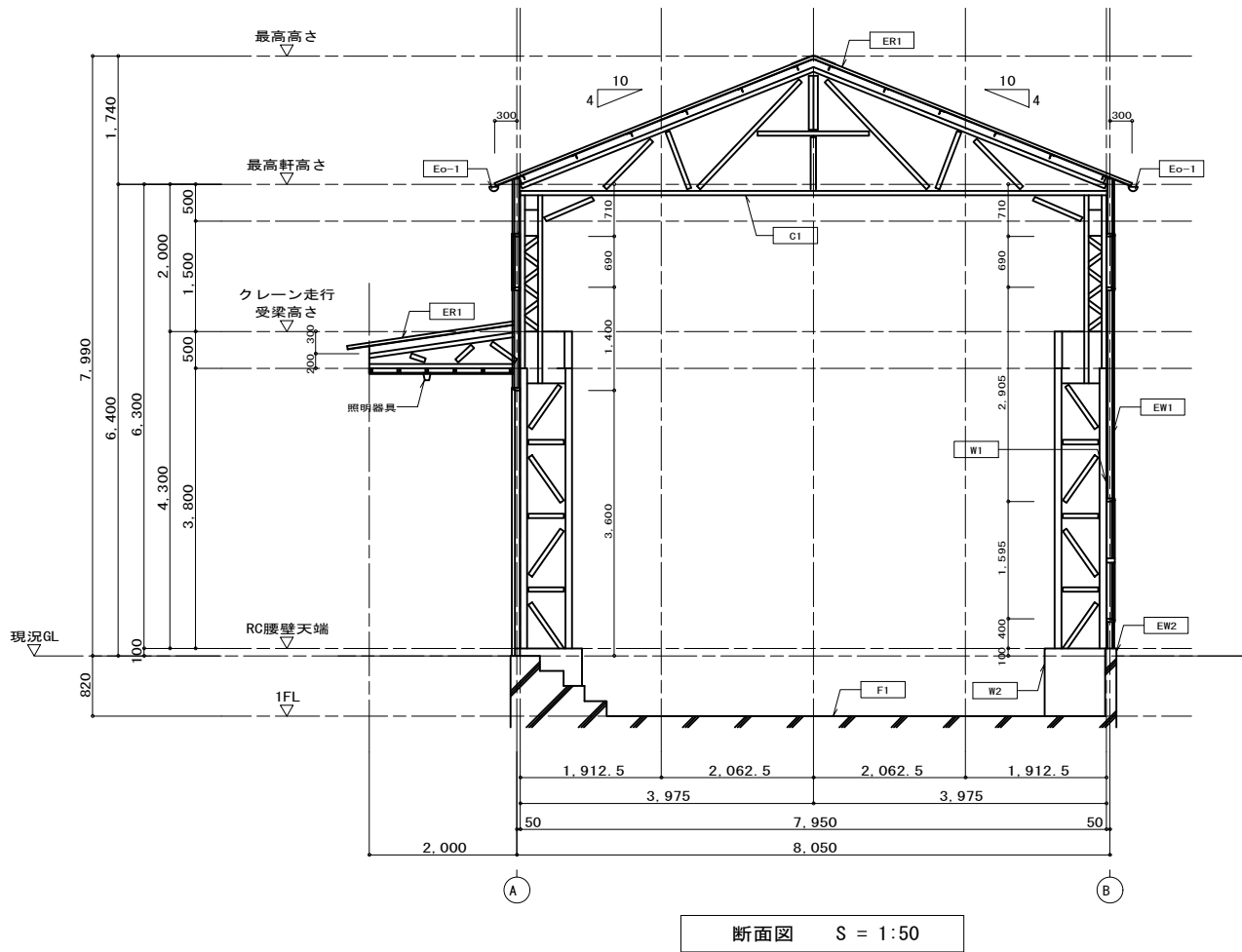
建具リテ

符号	名 称	サイズ	仕 様
SW-1	鋼製突き出し窓（2段）	W3950×H1595	型板ガラスt4
SW-2A	鋼製突き出し窓	W3950×H690	網入り型板ガラスt6.8
SW-2B	鋼製突き出し窓	W3950×H690	型板ガラスt4（1枚のみ網入り型板ガラスt6.
SD-1	鋼製両開き扉	W2600×H3500	

【実測による復元図】

工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機械撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (5/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 5/1
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (6/19)



外部仕上表

符号	場 所	仕 上
ER1	屋根	大波スレート葺き t=6.3
	庇	
EC1	底裏	ベニヤ板張り(木下地組) t=2.5
EW1	外壁	小波スレート張り t=6.3
EW2	外壁	コンクリート打ち放し
Eo-1	軒樋	塩ビ製半円120型 t=2
Eo-2	竖樋	VP60φ t=2
Eo-3	落し口	塩ビ製じょうご

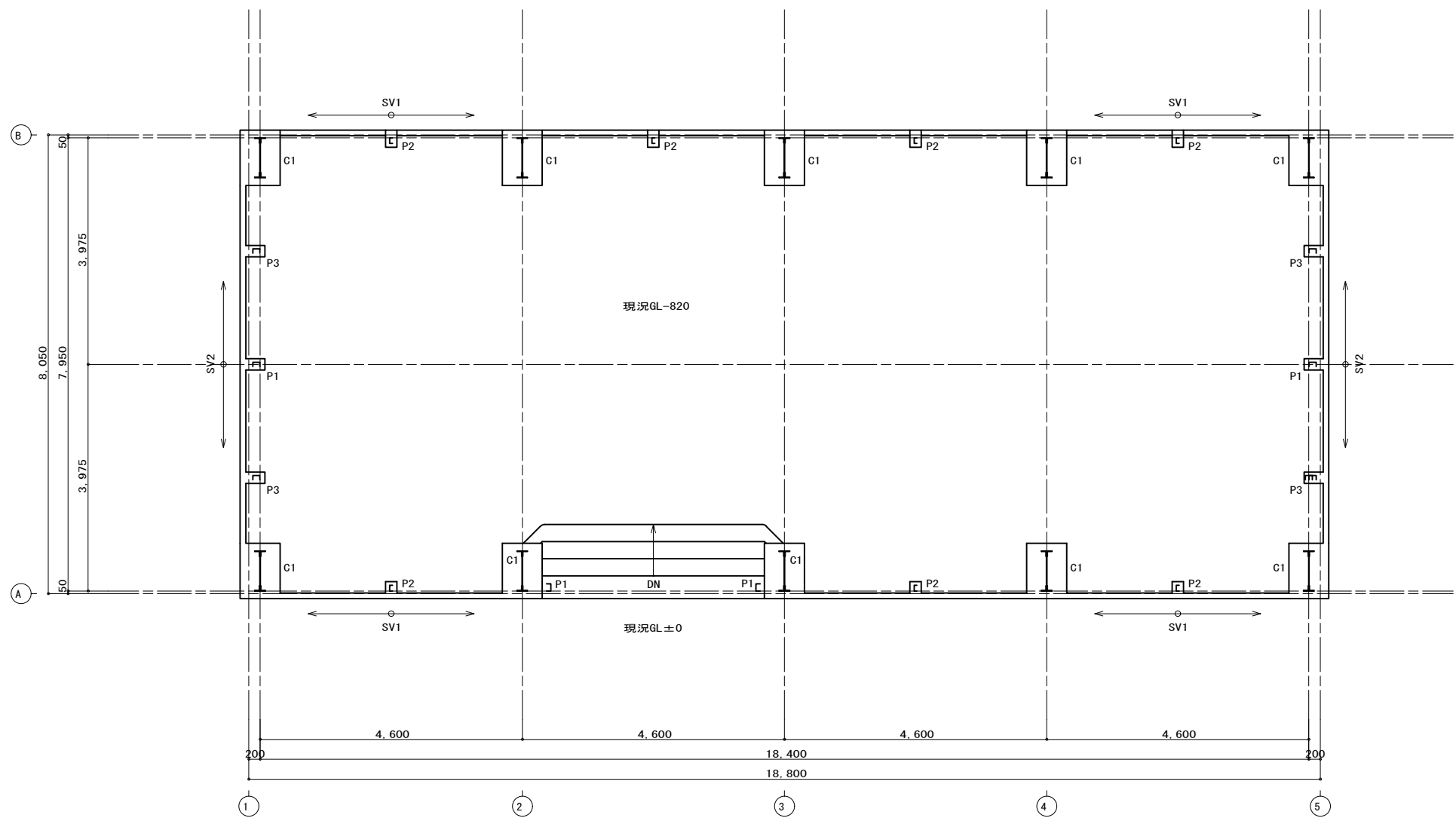
内部仕上表

符号	場 所	仕 上
C1	天井	屋根、小屋組み現し、鉄骨SOP
W1	壁	外壁現し、鉄骨SOP
W2	腰壁	コンクリート打ち放し H=920
F1	床	コンクリート金ゴテ仕上

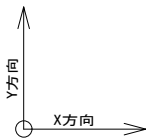
【実測による復元図】

工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (6/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 6/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(7/19)

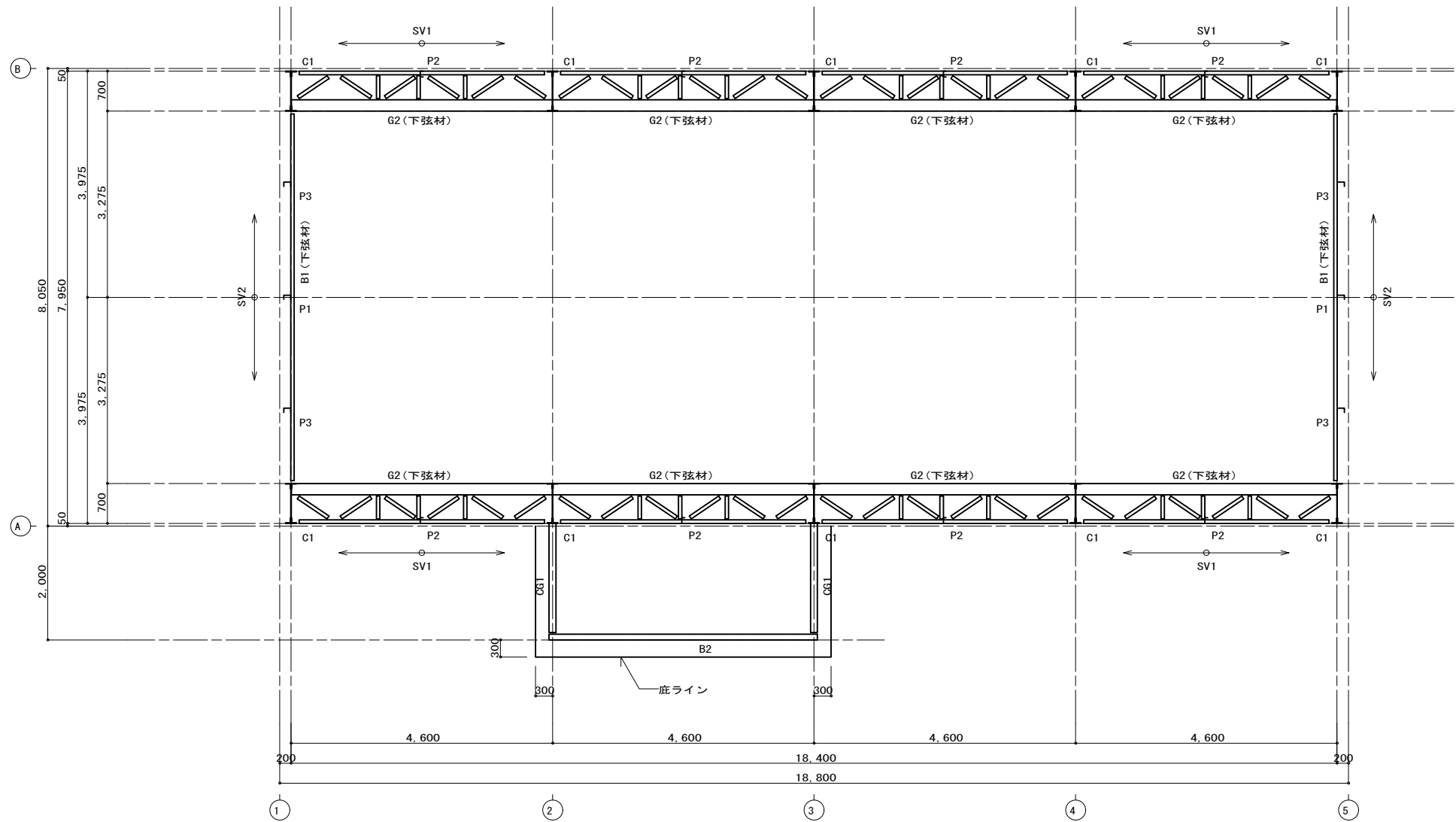


1階伏図 S = 1:50



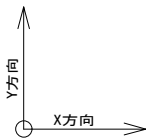
【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(7/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 7/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (8/19)



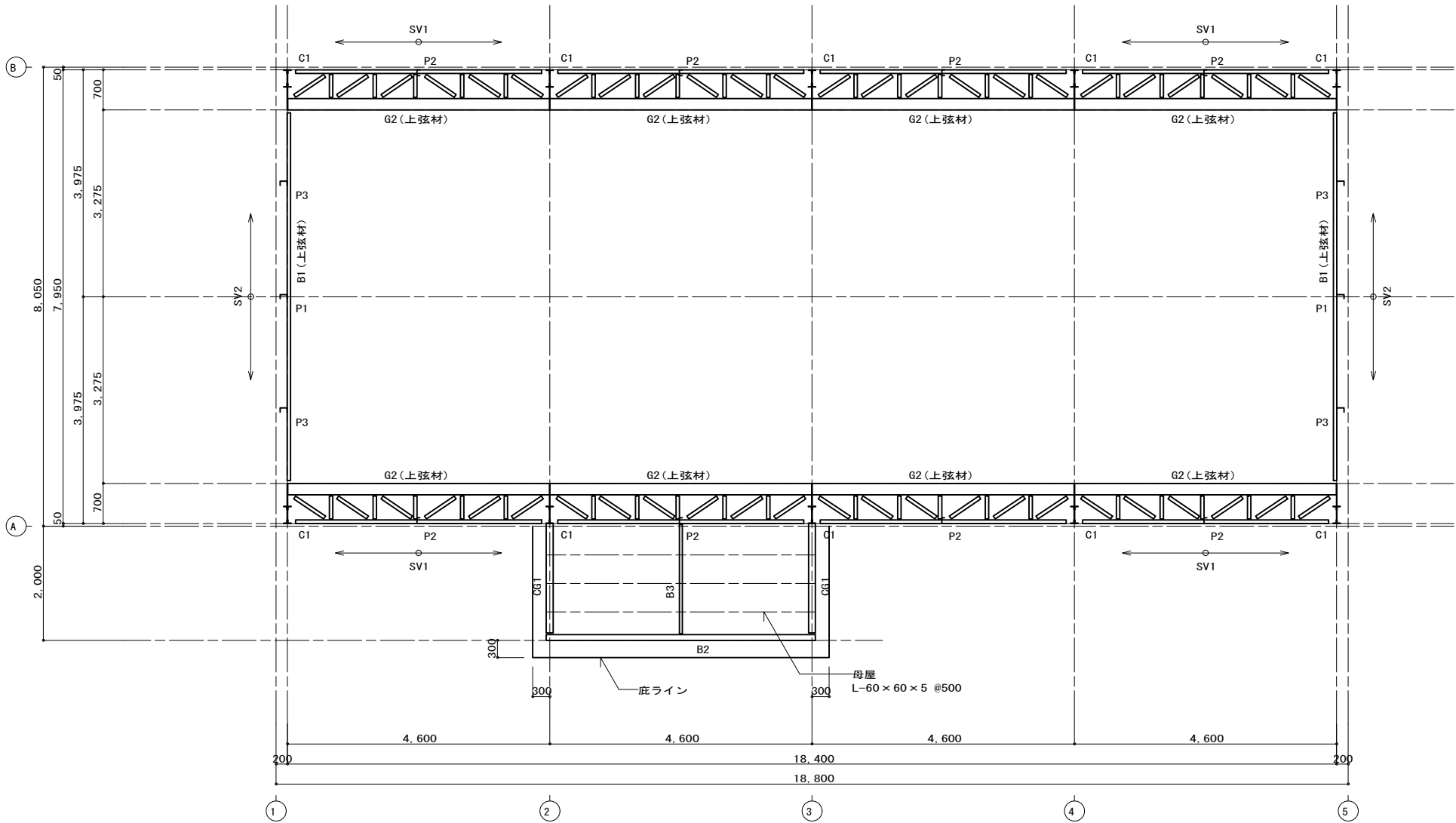
クレーン走行受け梁高さ(下部) 伏図 S = 1:50

※現況GL+3,900 の位置



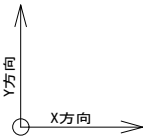
【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (8/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 8/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図 (9/19)



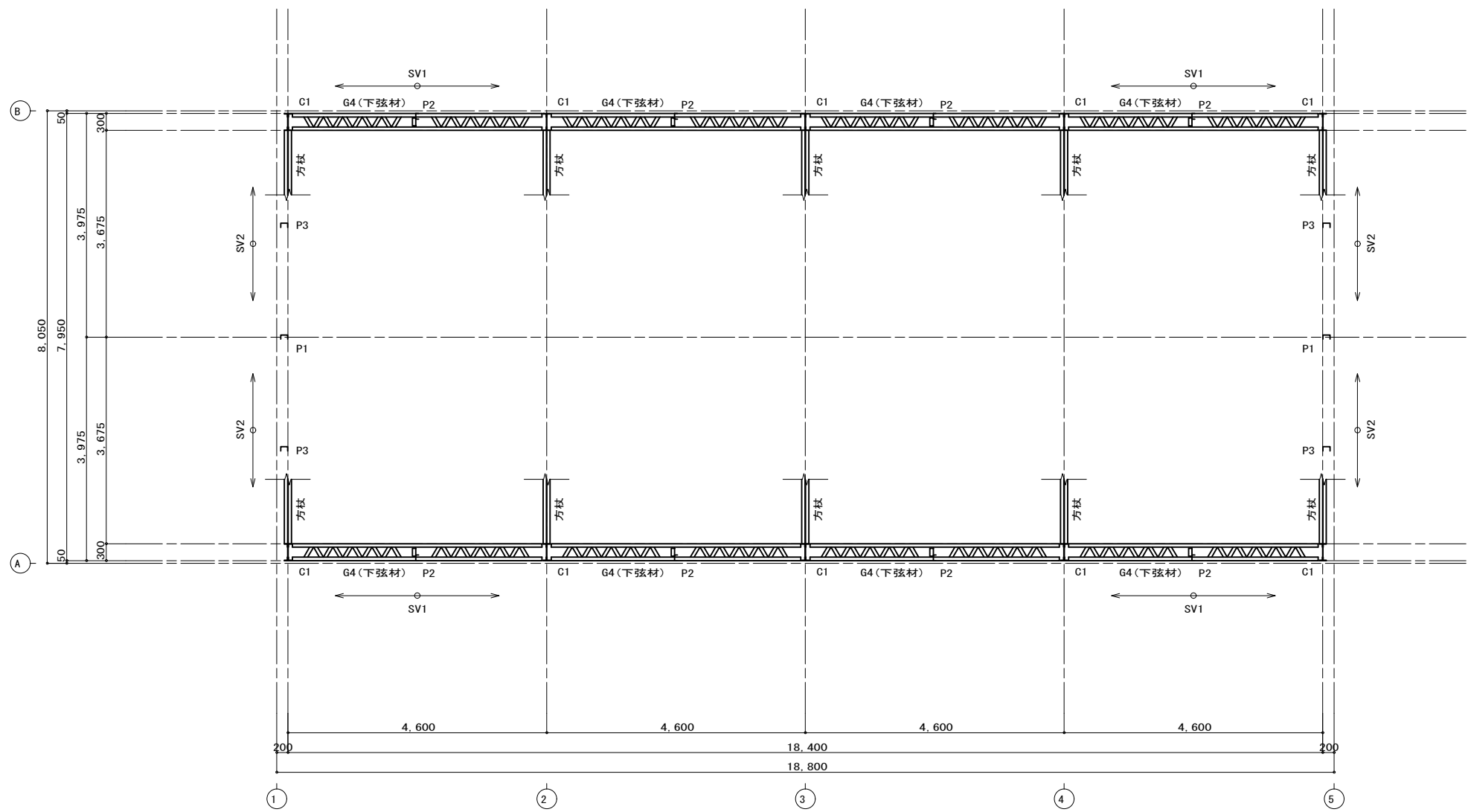
クレーン走行受け梁高さ(上部)伏図 S = 1:50

※現況GL+4,400 の位置



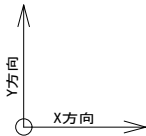
【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (9/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 9/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(10/19)



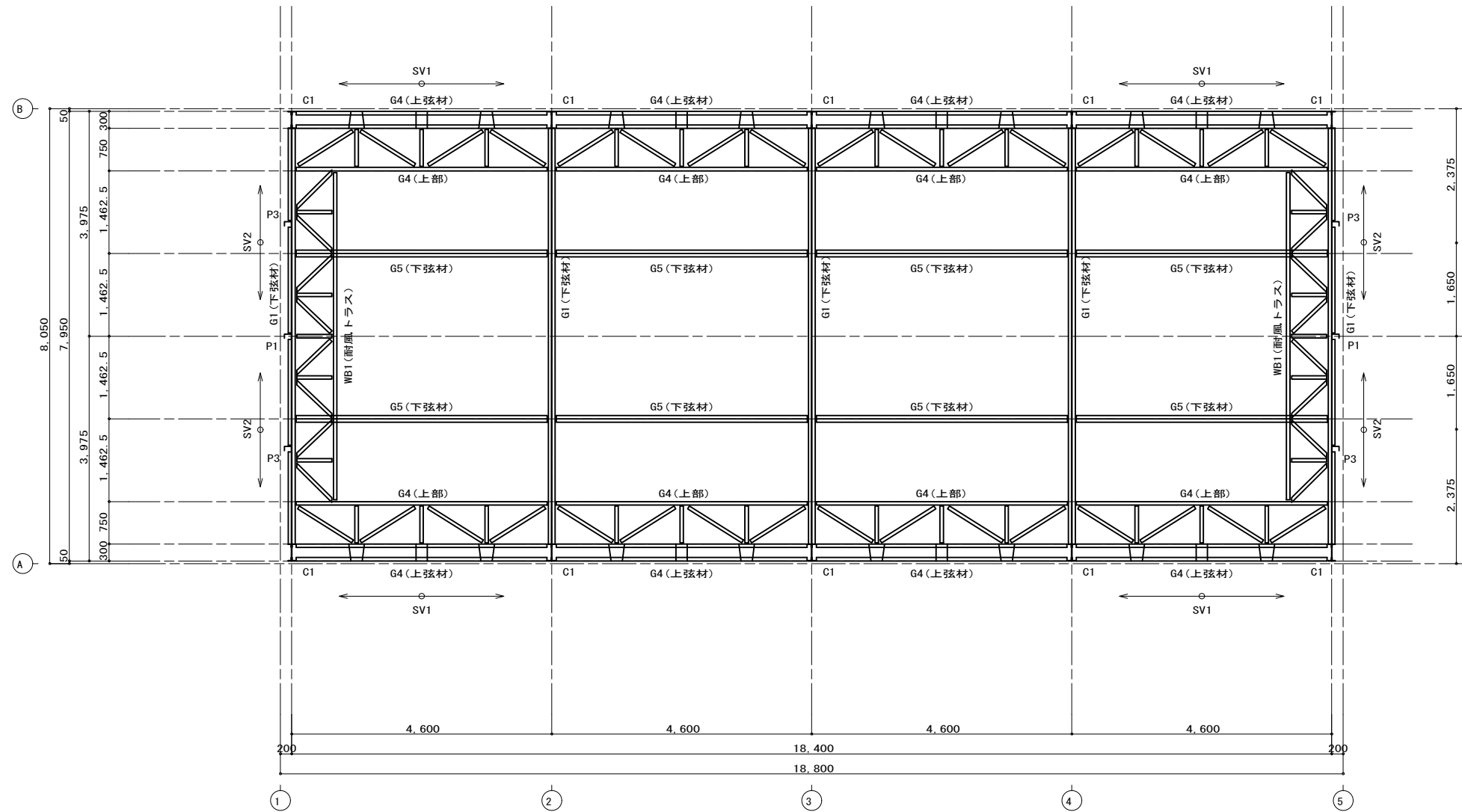
軒高さ(下部)梁伏図 S = 1:50

※現況GL+5,900 の位置
軒高さ-500 の位置



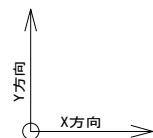
【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(10/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 10/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(11/19)



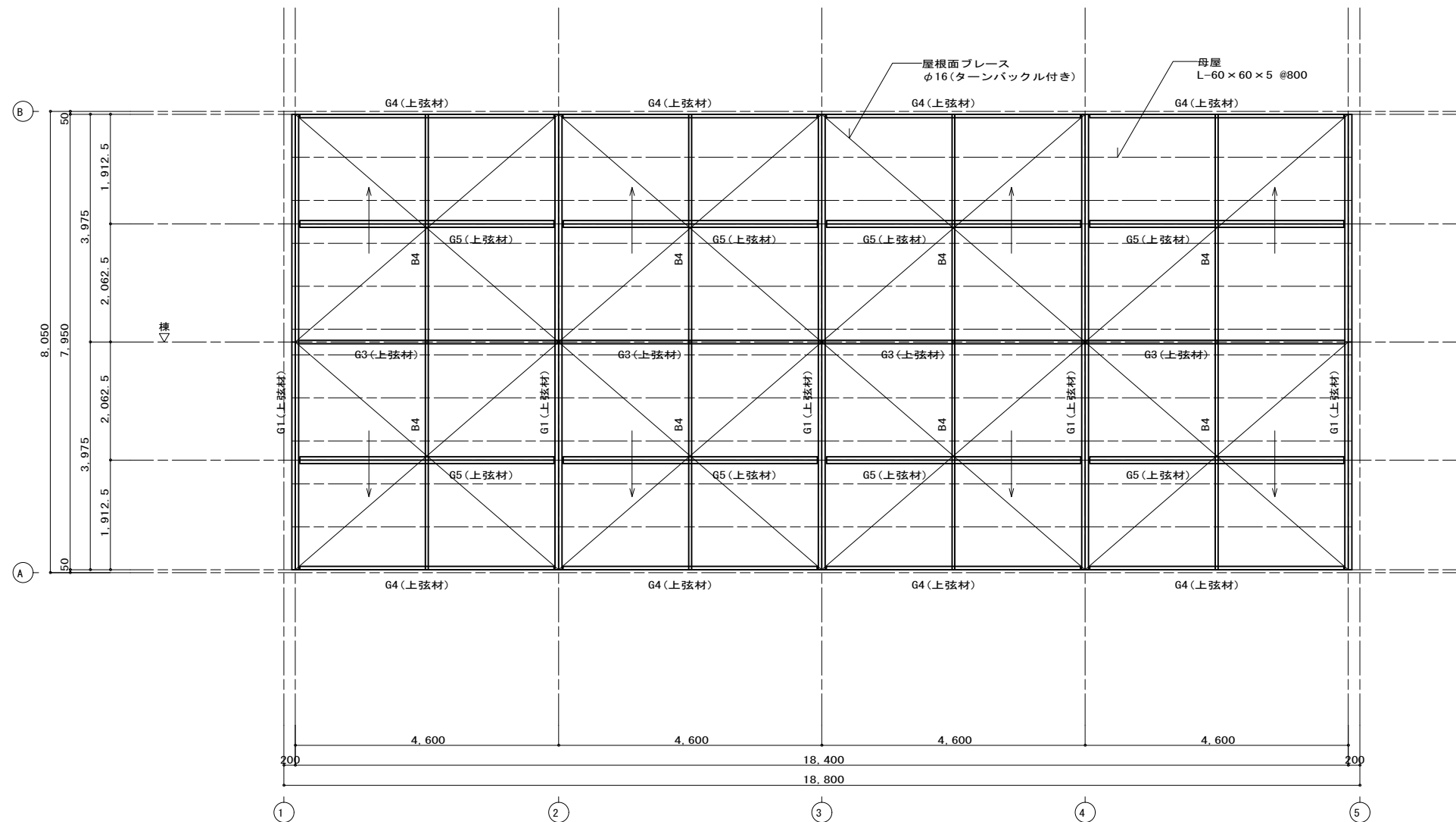
軒高さ(上部)梁伏図 S = 1:50

※現況GL+6,400 の位置

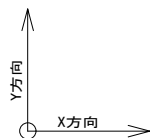


【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(11/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 11/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

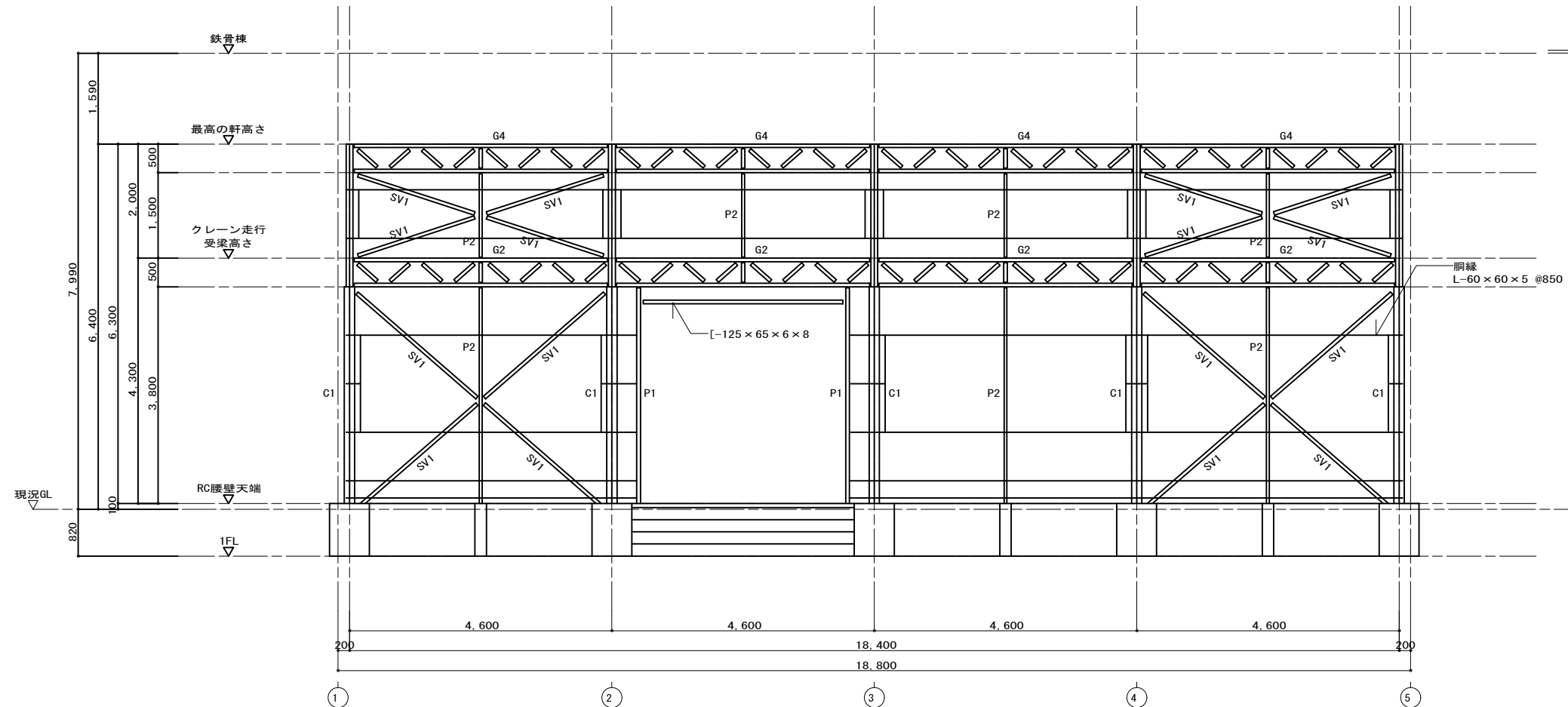
建屋撤去構造図(12/19)



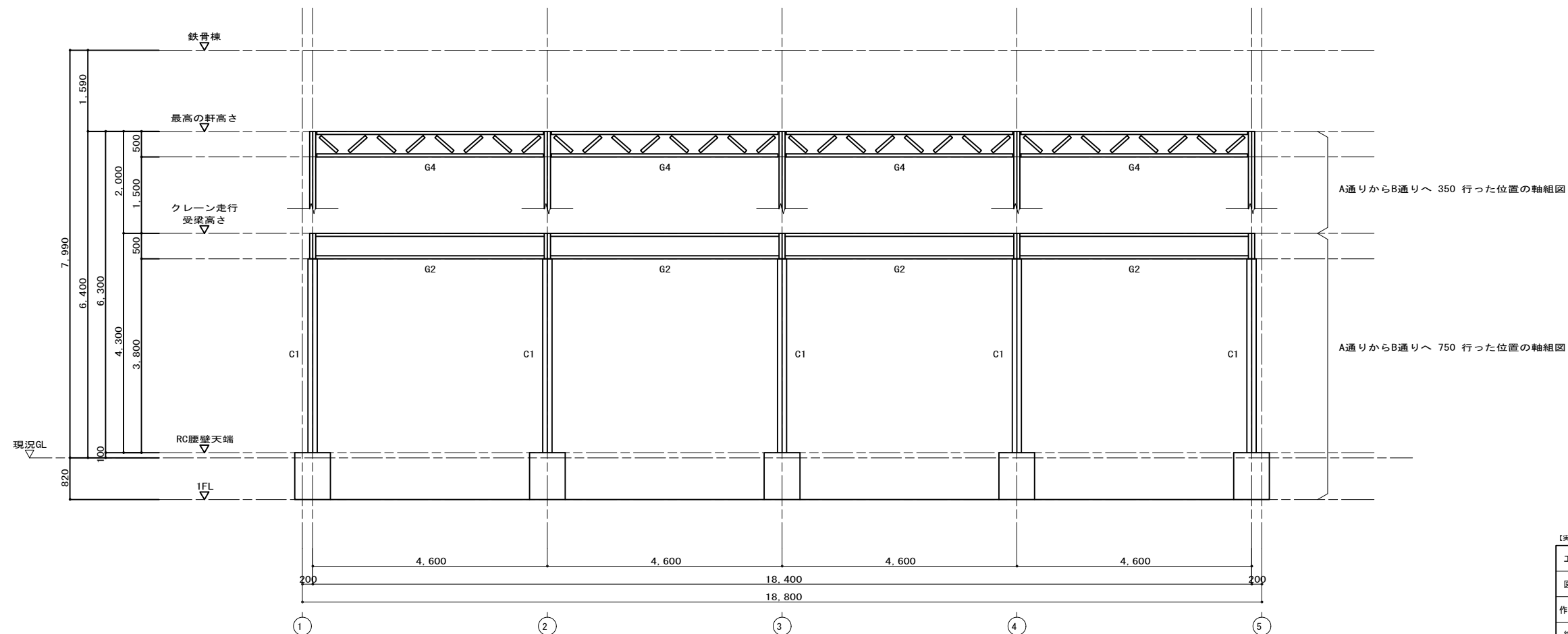
R階梁伏図 S = 1:50



【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(12/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 12/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		



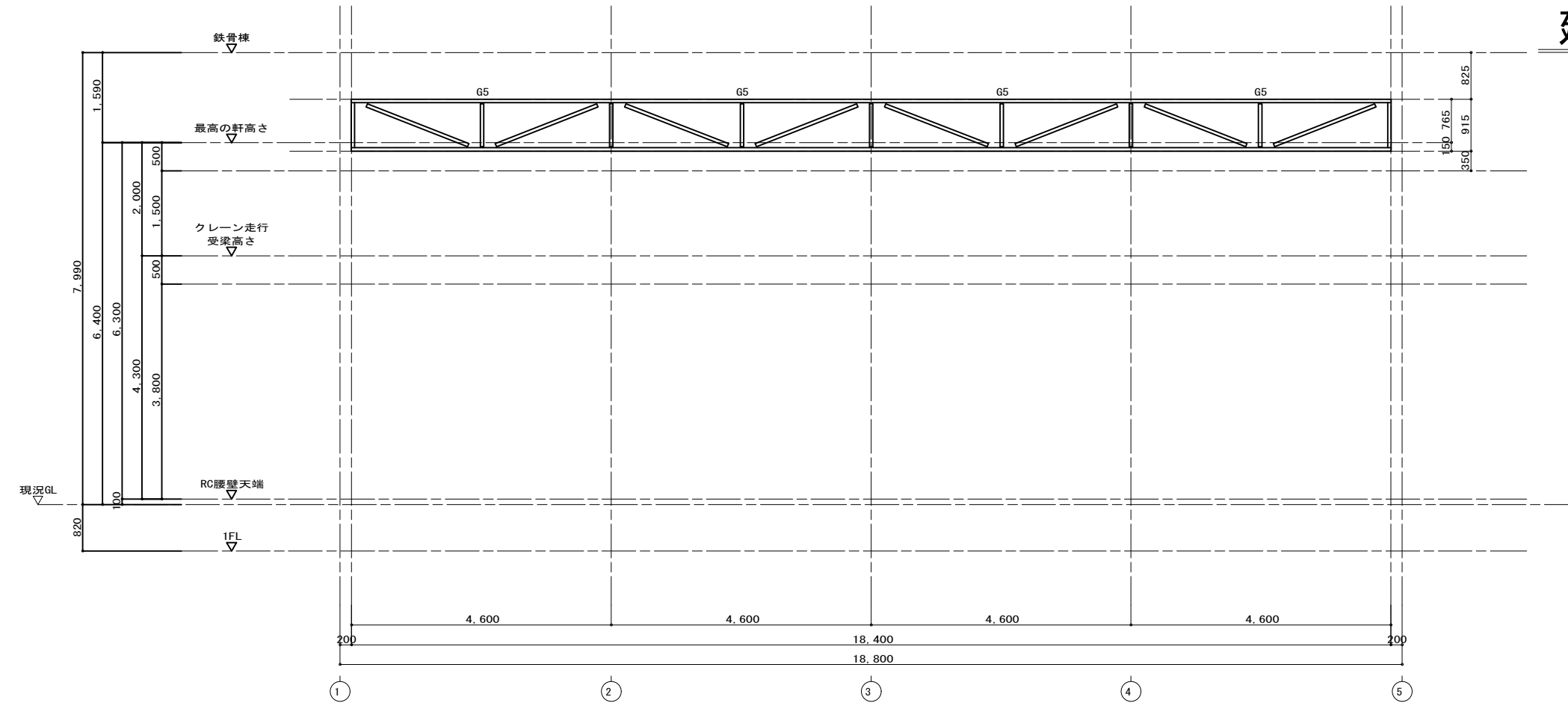
A通り軸組図(外壁側) S = 1:50



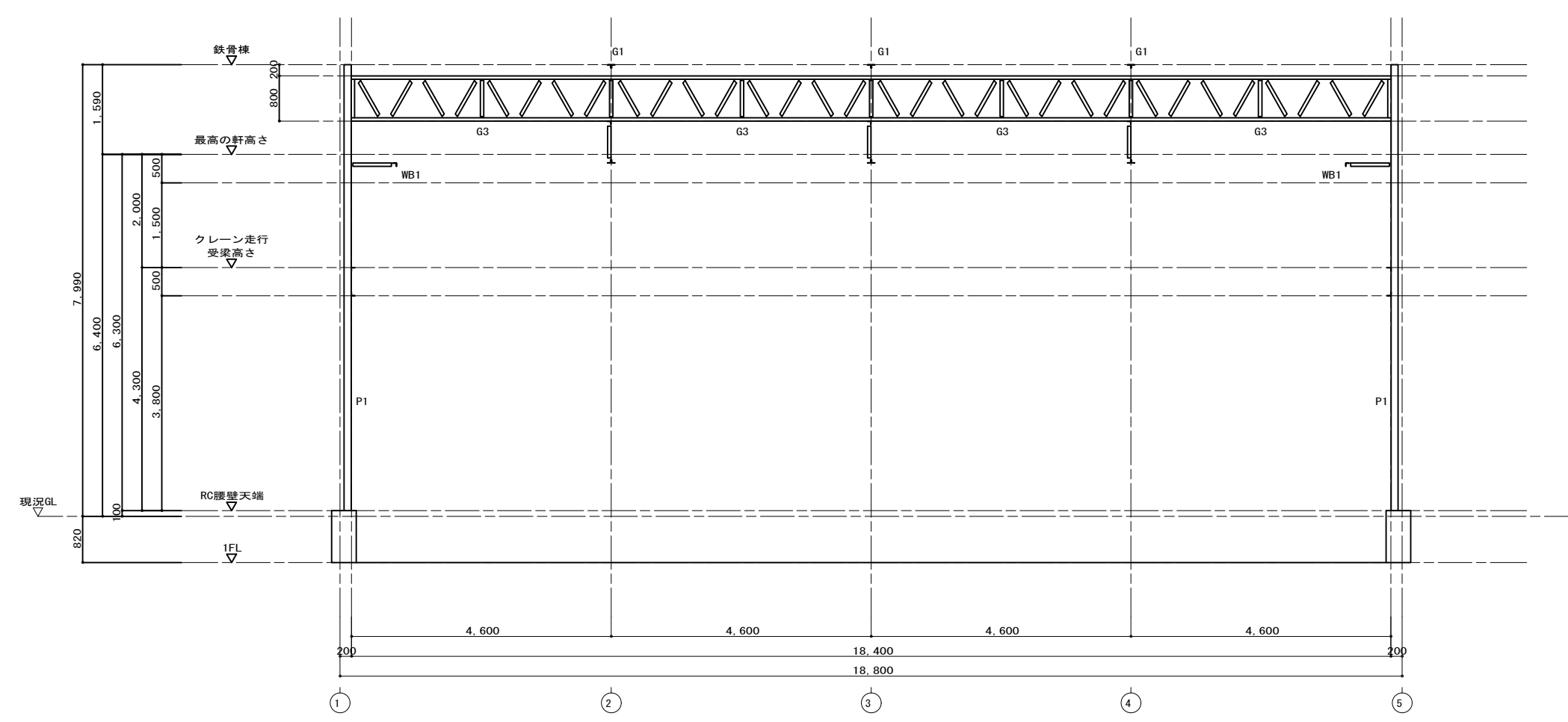
A通り軸組図(室内側) S = 1:50

【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(13/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 13/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(14/19)

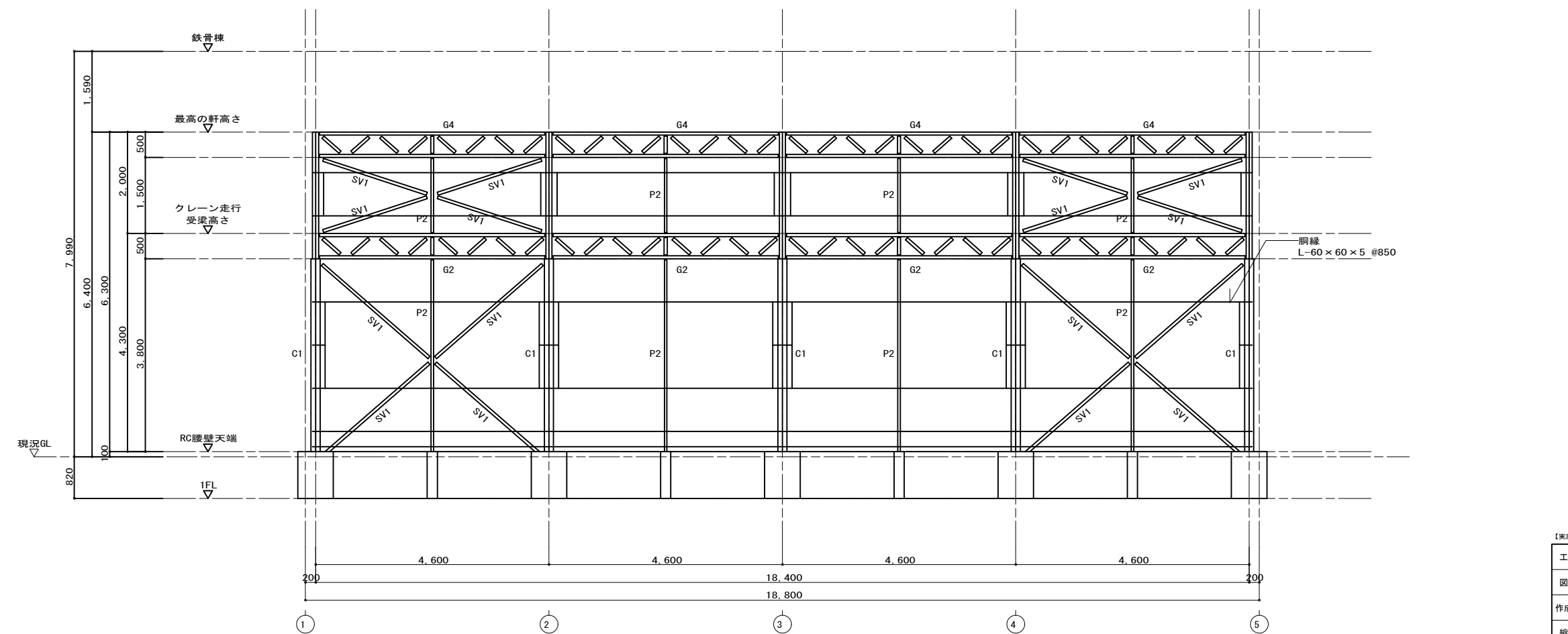
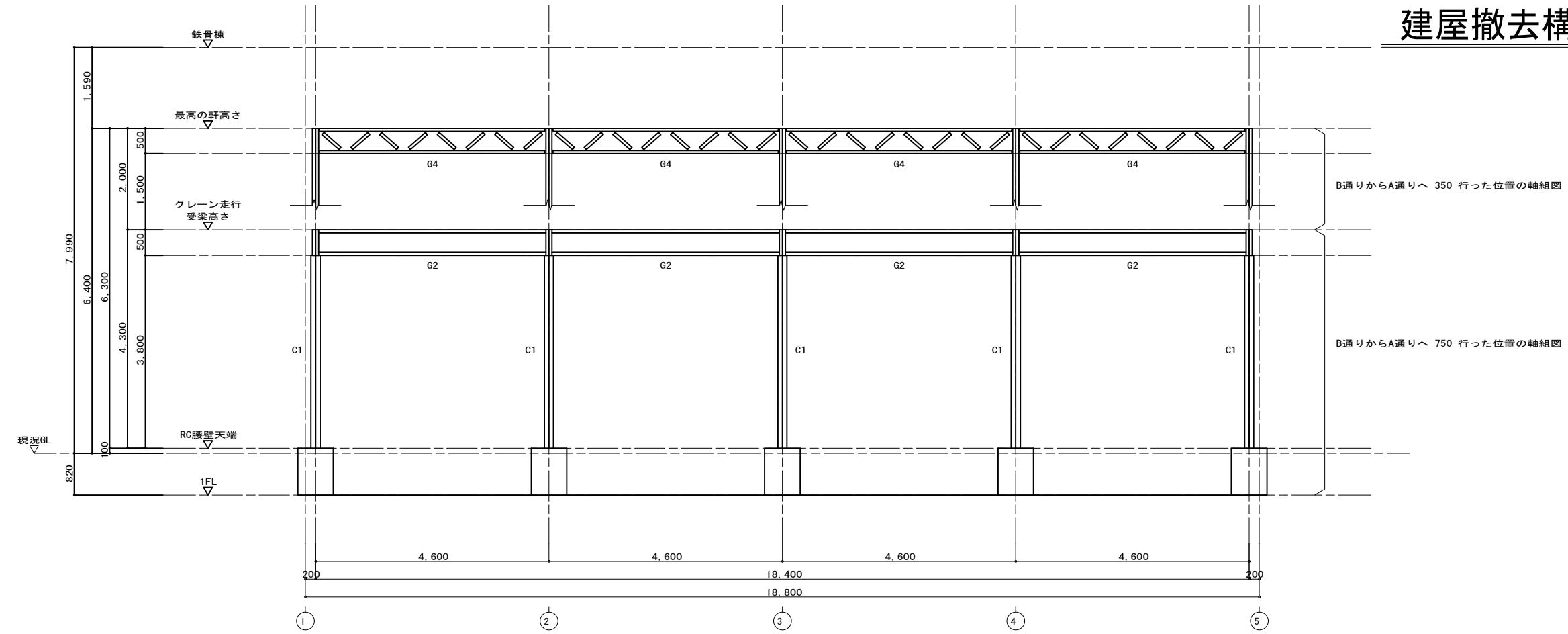


A通りからB通りへ 2.375 行った位置の軸組図 S = 1:50



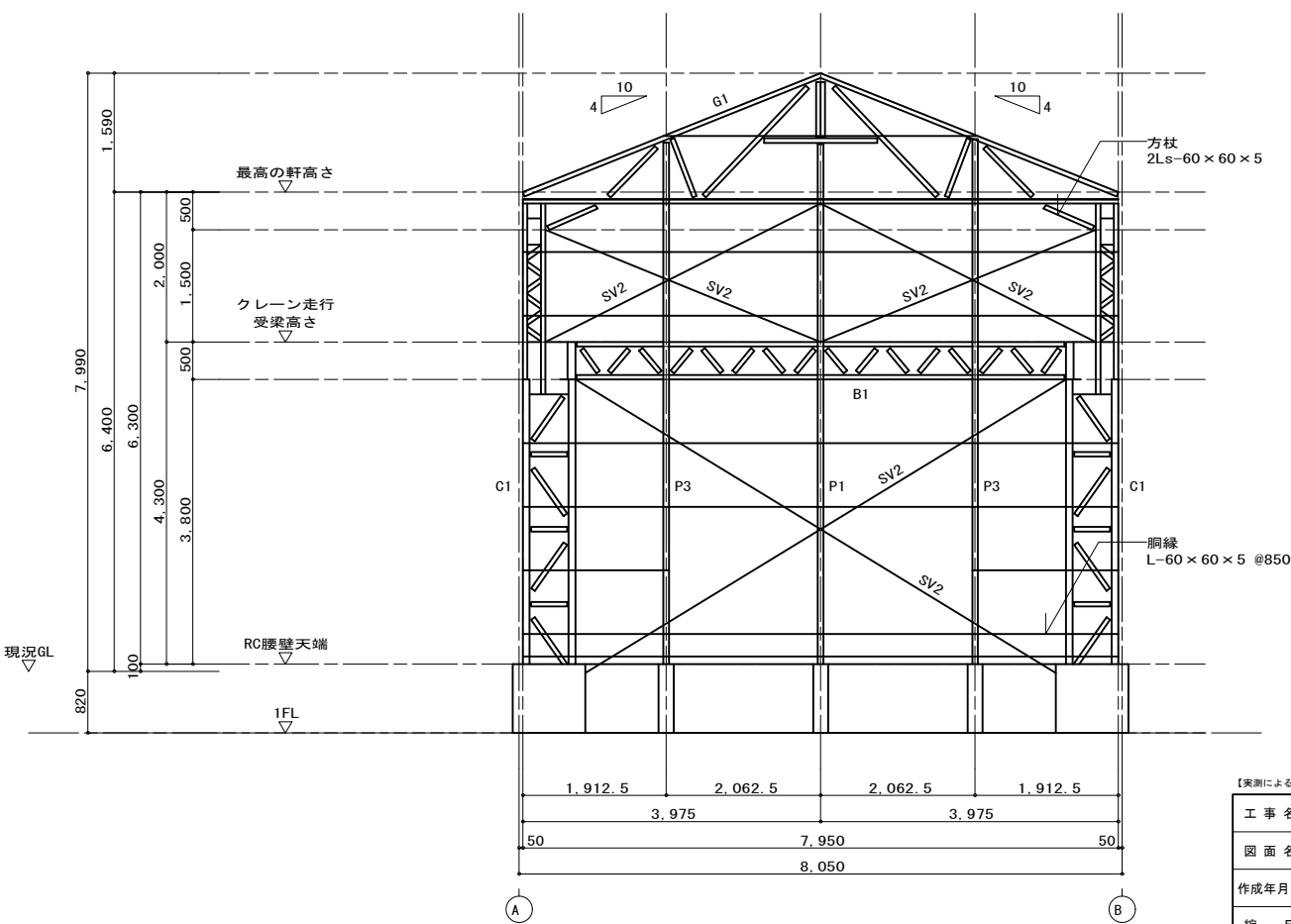
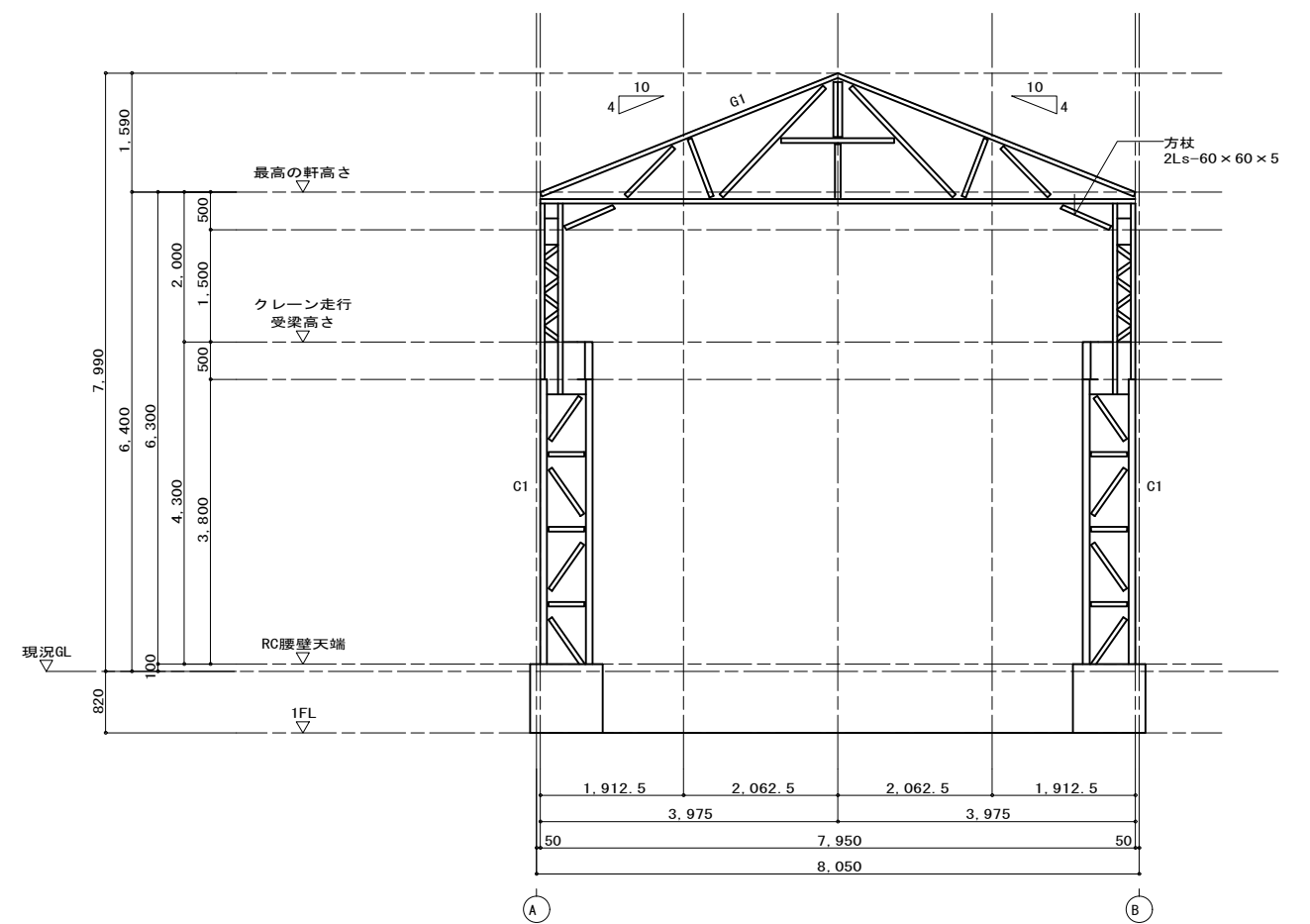
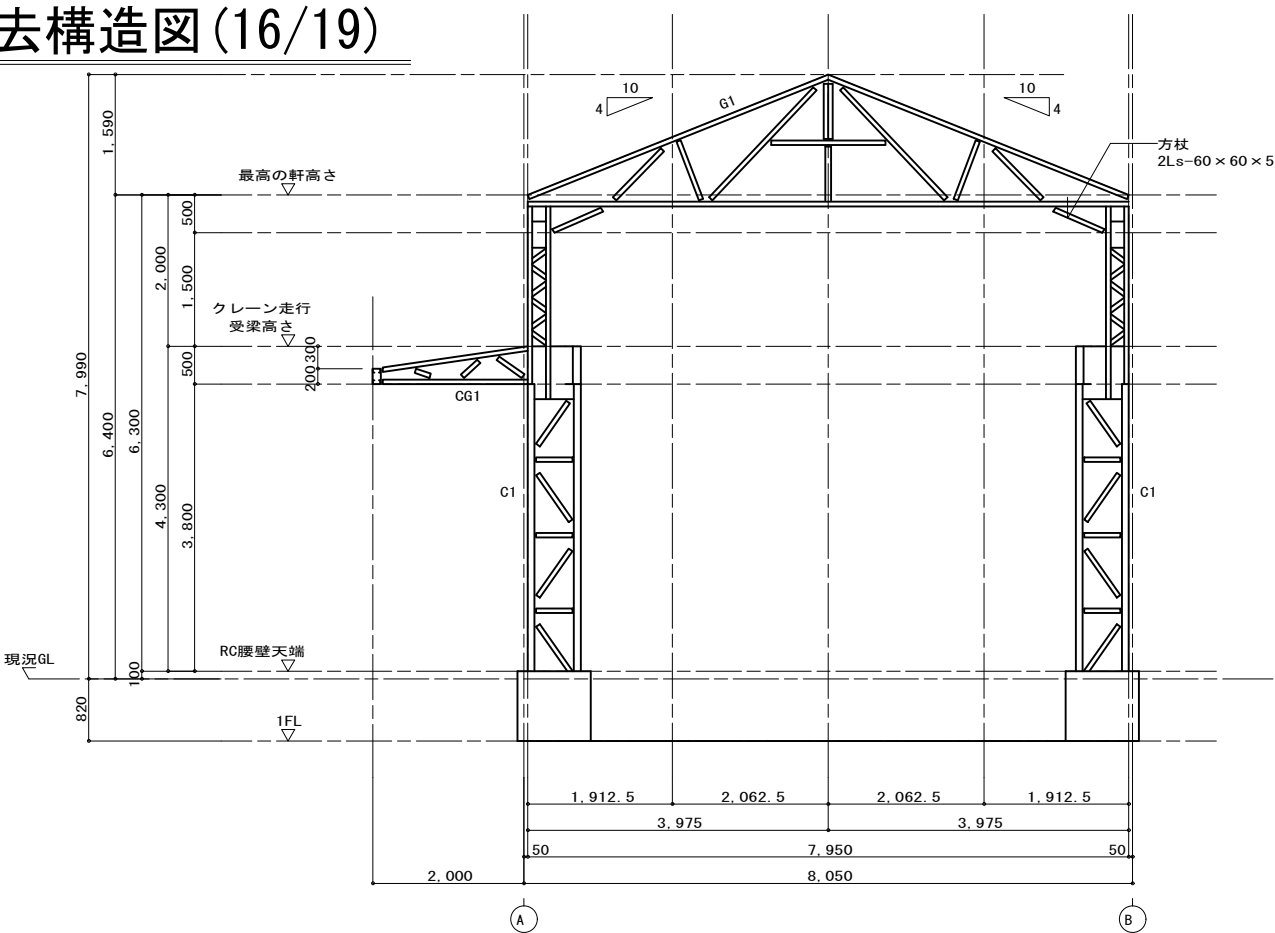
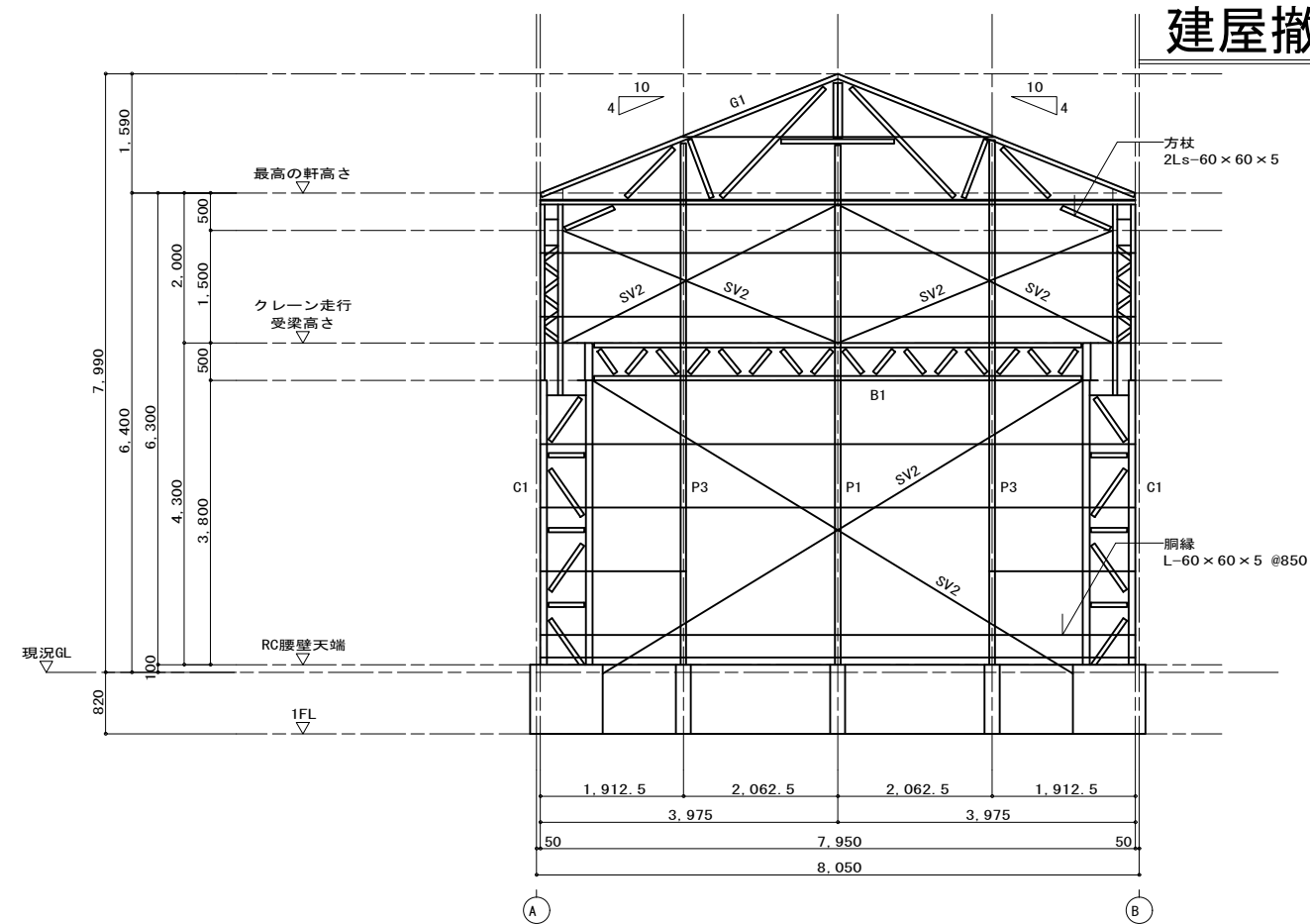
中央(棟)軸組図 S = 1:50

【実測による復元図】			
工事名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図面名	建屋撤去構造図(14/19)		
作成年月日			
縮尺	S=1:50	図面番号	20 - 14/19
会社名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		



【実測による復元図】			
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(15/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 15/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(16/19)



【実測による復元図】

工事名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図面名	建屋撤去構造図(16/19)		
作成年月日			
縮尺	S=1:50	図面番号	20 - 16/19
会社名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(17/19)

鉄骨部材リスト

S = 1:50

符号	部 材	単 重	備 考
G1	主トラス (小屋組トラス)		
(1)	上弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(2)	下弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(3)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
(4)		L-60×60×5	4.55kg/m
(5)		L-60×60×5	4.55kg/m
(6)	方杖	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
G4	軒桁梁 (ロの字形トラス梁)		
(1)	上弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(2)		PL-6	47.1kg/m2
(3)	端材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(4)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(5)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
(6)	下弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(7)	束	FB-6×65	3.06kg/m
(8)	ラチス	FB-6×65	3.06kg/m
(9)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(10)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m

符号	部 材	単 重	備 考
G2	ランウェイガーダ位置の桁梁 (ロの字形トラス梁)		
(1)	上弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(2)	下弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(3)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(4)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
(5)	上弦材	PL-9×209	14.77kg/m
(6)	下弦材	2Ls-100×100×7	21.4kg/m
(7)	ウエブ	PL-9×500	35.33kg/m
(8)	束	4Ls-100×100×7	42.8kg/m
(9)	レール	JIS 30kgレール	30.1kg/m
(10)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(11)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
(12)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(13)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
G3	棟繋ぎ梁 (トラス梁)		
(1)	上弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(2)	下弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(3)	端部束	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(4)	中央束	L-60×60×5	4.55kg/m
(5)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
G5	中間繋ぎ梁 (トラス梁)		
(1)	上弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(2)	下弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(3)	端部束	L-60×60×5	4.55kg/m
(4)	中央束	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(5)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(6)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m

符号	部 材	単 重	備 考
CG1	底 片持ち梁 (トラス梁)		
(1)	上弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(2)	下弦材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(3)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
B1	妻面小梁 (トラス梁)		
(1)	上弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(2)	下弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(3)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m
B2	庇先端梁 (トラス梁)		
(1)	上弦材	C-100×50×20×2.3	4.06kg/m
(2)	下弦材	C-100×50×20×2.3	4.06kg/m
(3)	ラチス	2-φ9	0.499kg/m/本
B3		L-100×50×5×7.5	9.36kg/m
B4		L-100×50×5×7.5	9.36kg/m
WB1	妻面 耐風トラス梁		
(1)	内側弦材	L-60×60×5	4.55kg/m
(2)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(3)	ラチス	L-60×60×5	4.55kg/m

符号	部 材	単 重	備 考
P1	[-125×65×6×8	13.4kg/m	間柱
P2	[-100×50×5×7.5	9.36kg/m	間柱
P3	L-100×75×10	13.0kg/m	間柱
C1	主柱 (トラス柱)		
(1)	弦 材	2Ls-90×90×10	26.6kg/m
(2)	束	L-60×60×5	4.55kg/m
(3)	ラチス	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(4)	弦 材	2Ls-60×60×5	9.10kg/m
(5)	ラチス	FB-6×65	3.06kg/m
母屋	L-60×60×5 @800	4.55kg/m	
母屋	L-60×60×5 @500	4.55kg/m	底
屋根面ブレース	φ16 ターンバックル付き	1.58kg/m	
SV1	L-60×60×5	4.55kg/m	軸ブレース
SV2	φ18 ターンバックル付き	2.00kg/m	軸ブレース
胴縁	L-60×60×5 @850	4.55kg/m	
鋼製厚用上枠	[-125×65×6×8	13.4kg/m	
避雷針	主材 L-75×75×6 材材 PL-6	6.85kg/m 47.1kg/m2	

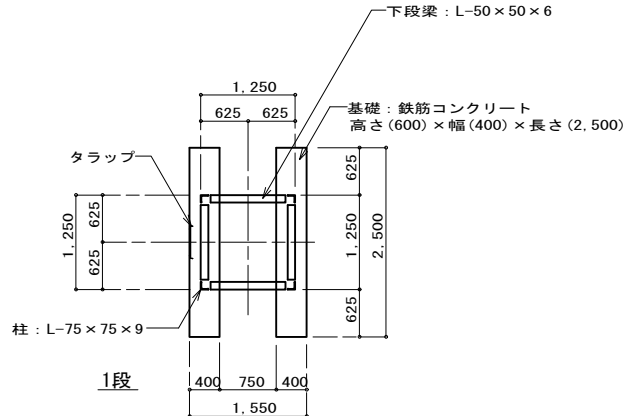
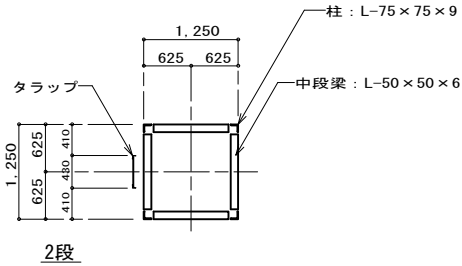
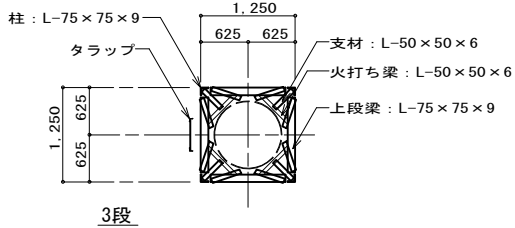
共通事項

1. 特記無き部材の材質は、SS41 とする。

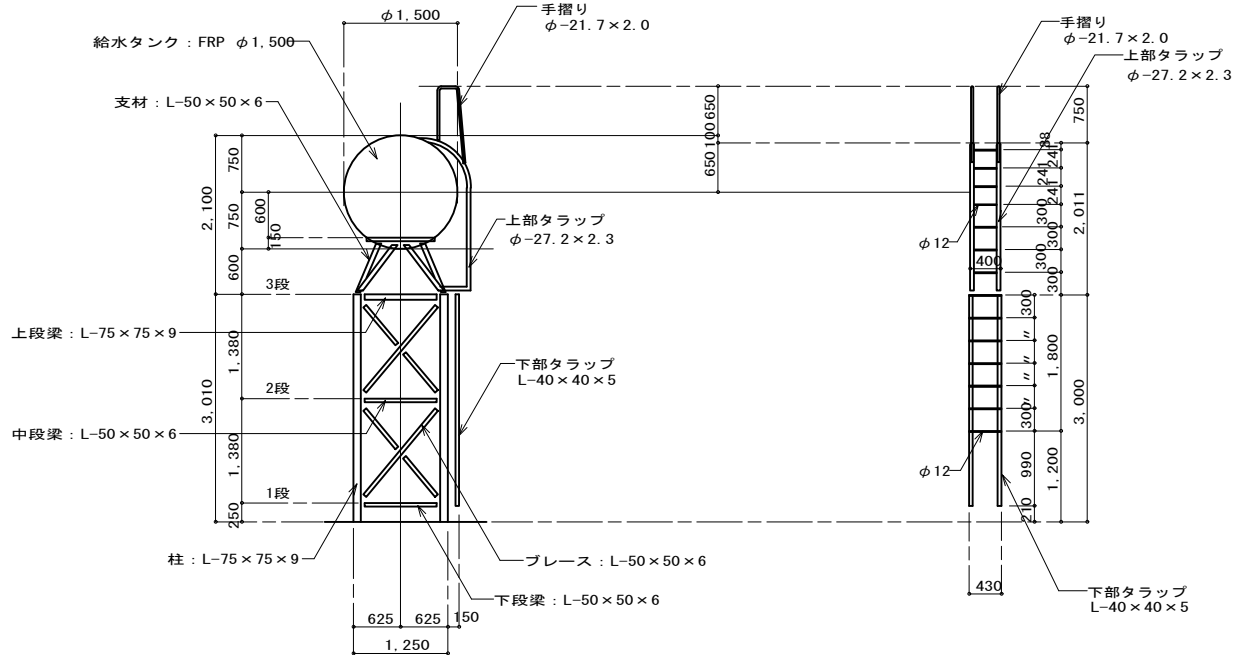
【実測による復元図】

工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図(17/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 17/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(18/19)



平面图 S=1:50



立面图 S=1:50

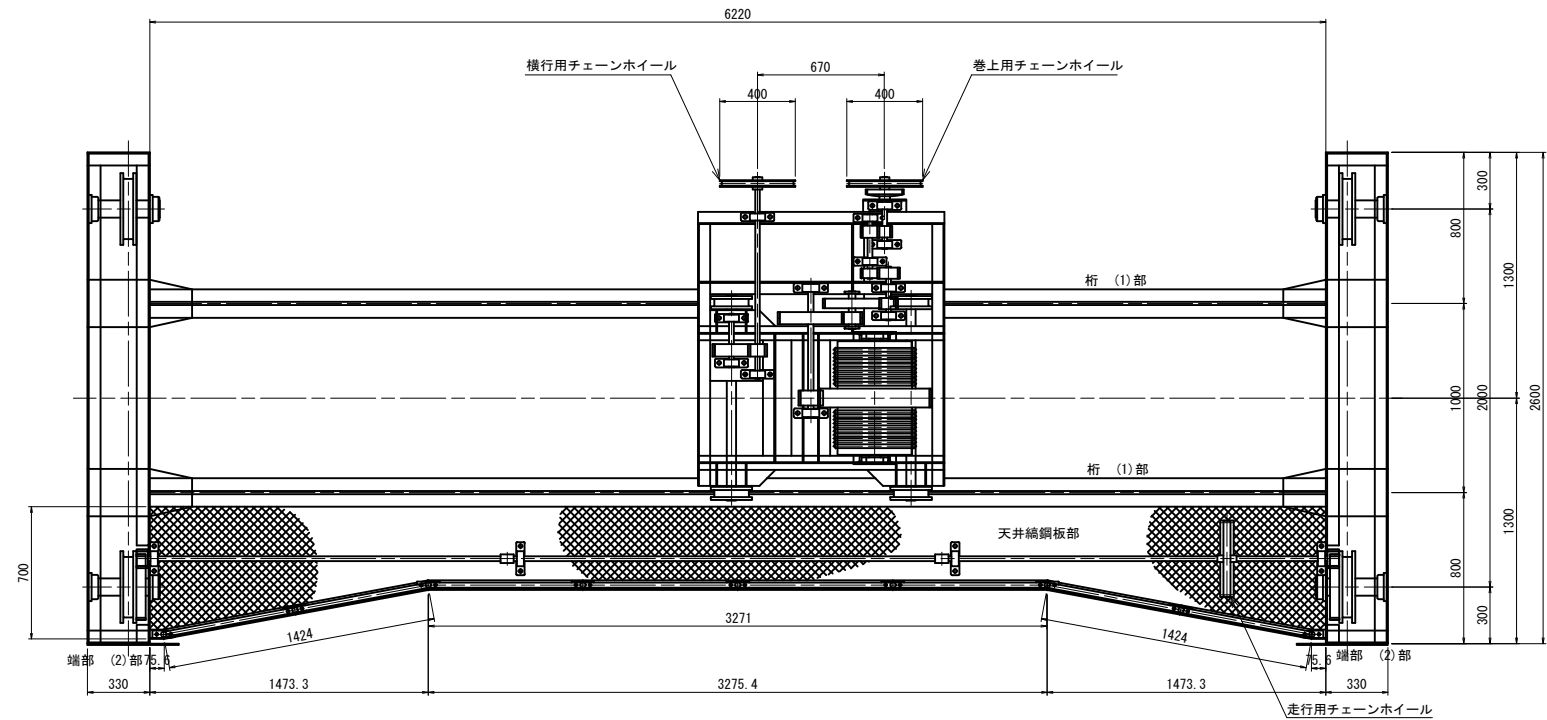
タラップ S=1:50

部材リスト		
名 称	部 材	備 考
柱	L-75 × 75 × 9 (SS400)	9.96kg/m
上段梁	L-75 × 75 × 9 (SS400)	9.96kg/m
中段梁	L-50 × 50 × 6 (SS400)	4.43kg/m
下段梁	L-50 × 50 × 6 (SS400)	
ブレース	L-50 × 50 × 6 (SS400)	
支材	L-50 × 50 × 6 (SS400)	
火打ち梁	L-50 × 50 × 6 (SS400)	
下部 タラップ	支柱 L-40 × 40 × 5 (SS400)	2.95kg/m
	ステップ φ12 (SR235)	0.888kg/m
上部 タラップ	ブラケット FB-6 × 50 (SS400) L=150	2.36kg/m
	支柱 φ-27.2 × 2.3 (STK400)	1.41kg/m
手摺り	ステップ φ12 (SR235)	0.888kg/m
	φ-21.7 × 2.3 (STK400)	0.972kg/m
給水タンク	FRP球体 φ1,500	

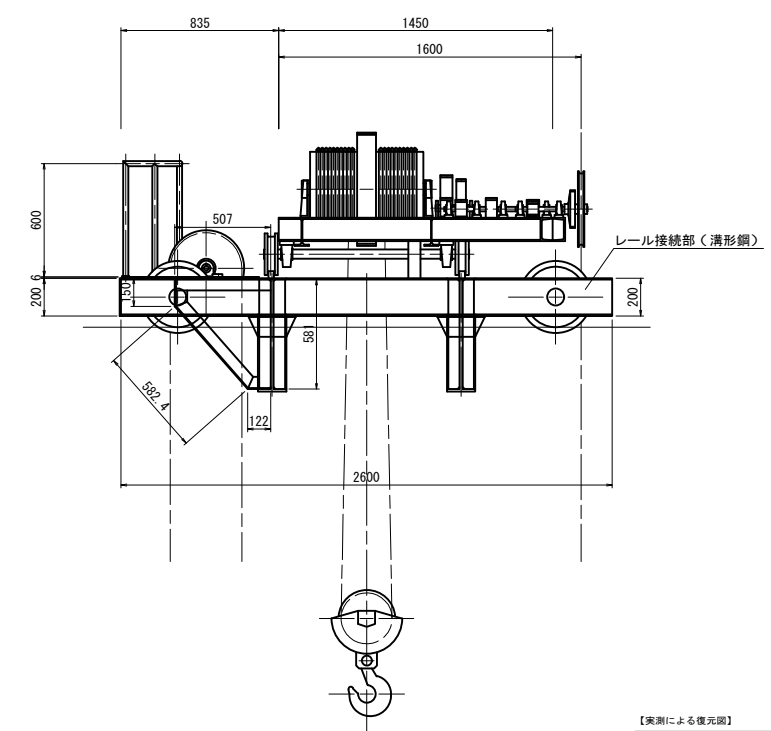
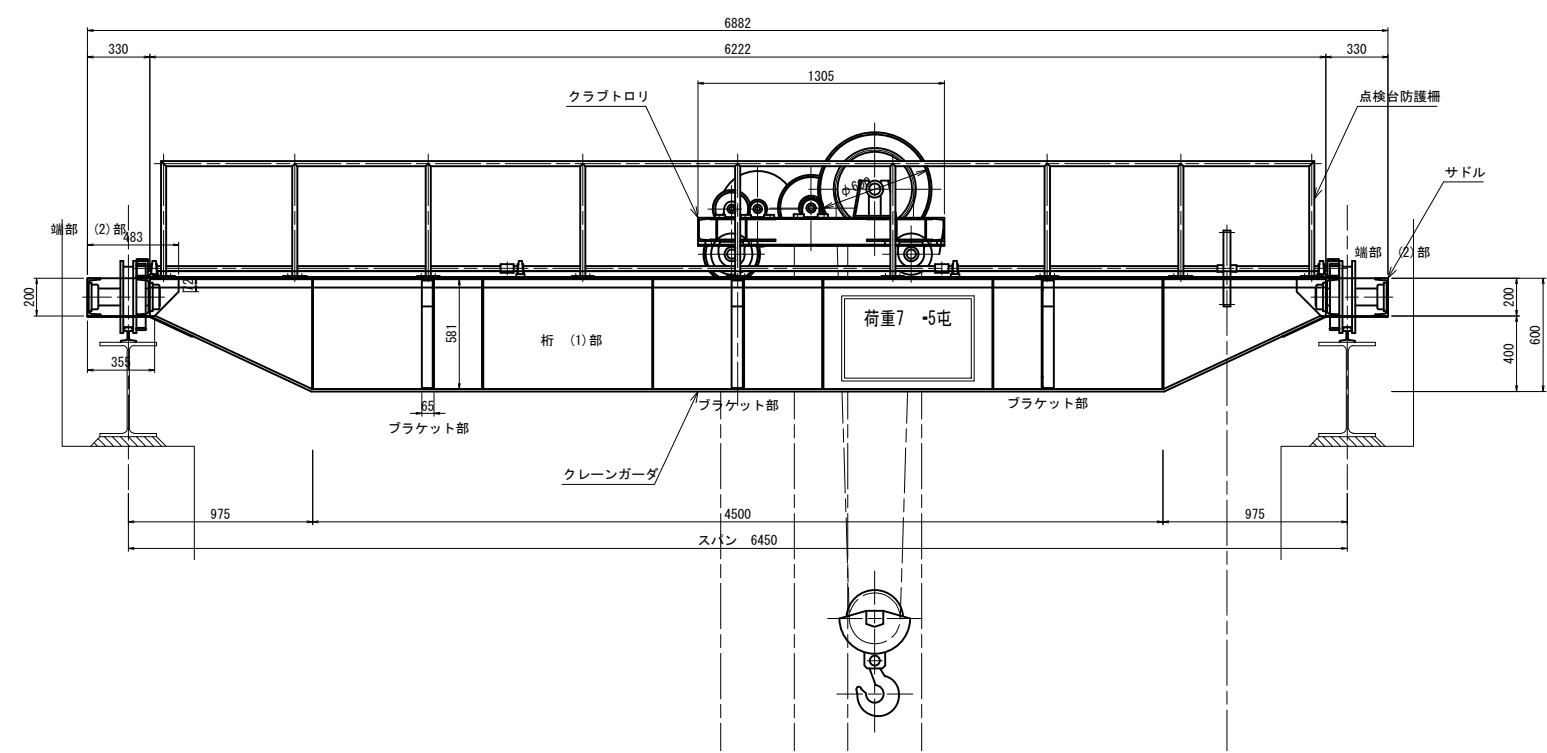
工 事 名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図 面 名	建屋撤去構造図 (18/19)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:50	図面番号	20 - 18/19
会 社 名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		

建屋撤去構造図(19/19)

7.5ton手動天井クレーン図



天井クレーン本体 重量：2.40t (推定)
クラブトロリ 重量：1.00t (推定)



【実測による復元図】			
工事名	栃木南部農業水利事業 荒川排水機場撤去・場内整備工事		
図面名	建屋撤去構造図(19/19)		
作成年月日			
縮尺	S=1:20	図面番号	20 - 19/19
会社名			
事業所名	関東農政局 栃木南部農業水利事業所		